

15 調査結果

(はじめに)

報告内容をわかりやすくするため、本報告書は項目を10に区分し、それぞれ「前提となる経緯、明らかとなった事実、委員会としての判断」で組み立てている。

報告書には、本事業に直接関係する調査事項のほか、調査上また調査過程で必要と判断された、官民共創コンソーシアム業務委託・企業版ふるさと納税・公文書管理・SNSでの業務・受託業者と職員の飲食についても、関連する事項として、その内容を記載している。

(1) 官民共創コンソーシアム業務委託契約に関すること

ア 前提となる経緯

① 官民共創コンソーシアム（以下、「カプコ」という）は、第6次国見町総合計画（以下、「町総合計画」という）における地域の特性を活かした新産業の創出を促進するため、広域の自治体や多種多様な民間事業者との連携によってコンソーシアム（共同体）を創出し、自治体が直面する課題を解決できる仕組みづくりであり、それを実行することで持続的な地域経営を図るとされ、レジリエンスなまちづくりに貢献する人材育成と、魅力あふれる働きがいのあるまちづくりを目的としている。

本事業の端緒となるカプコについての資料を精査する中で、関係書類の日付の不自然さ、プロポーザル公募期間が極端に短いこと、設計額・見積額・契約額がほぼ同額であることなど、不透明な経過が明らかになってきた。

② 株式会社ワンテーブル（以下、「ワンテーブル」という）の関係者を通じて、これら契約に関する情報提供が本委員にもたらされた。その内容は、今回のカプコ契約等の事業に関し、私的交流サイトであるフェイスブックメッセンジャーチャット（以下、「F B メッセンジャー」という）で、ワンテーブルと町とで具体的なやり取りを行っていたというものである。

その内容は多岐にわたり、令和3年度および令和4年度カプコ契約に関わること、また他事業に関することなどの情報提供等が記されたやり取りが、スクリーンショットとして収められている。

カプコに関する主なやり取りは次のとおりである。月日は令和4年。これらのやり取りの詳細は、別項「9-ア」に記載されている。

1月9日（町からワンテーブルへ）

プロポ要綱です。決裁前で修正が可能ですので内容についてご確認お願いします。

同 上（ワンテーブルから町へ）

メール拝受いたしましたので、ご確認して明日の午前中までにご回答申し上げますのでよろしくお願ひします。

1月10日（ワンテーブルから町へ）

公募要項において一点、財政コストの削減の部分の提案ですが、事業規模・予算が日程調整と共に予算規模が縮小せざるをえないという点は理解しているところですが、本件において、企業連携において実は、それなりに調整している部分の費用が吸収できない部分もあるのですが、できる限り、当社として寄附できるように検討をしたいと思っておりますので、その辺りは考慮していただけすると嬉しく思います。また、月末タイトなスケジュールで進むと思いますが、HPなど時間がかかる部分は動き始め、2月1日から動けるように準備を進めています。また、プレゼンの期日ですが、27日のみ動かせないスケジュールがありますので、28日のプレゼンの日だと助かります。

1月11日（町からワンテーブル）

ご確認ありがとうございます。予算の件、スケジュールの件、検討させていただきます。

同上（ワンテーブルから町へ）

また、28日がプレゼンの日であれば、大分から朝一で向かうため午後からの開始であれば助かります。ほぼ、月内予定すでに埋まっている状況ですいません。

1月17日（町からワンテーブルへ）

いつもお世話になっております。本日、プロポーザル要領の決裁がおりましたのでご連絡いたします。町ホームページURLはこちらです。プレゼンスケジュールは28日午後で調整しております。全体的にスケジュールが変わっており質問締切は21日金曜日に延ばしております。よろしくお願ひします。

同日（ワンテーブルから町へ）

ご連絡有り難うございます。プロポーザル要領と日程、確認いたしました。引き続きよろしくお願ひします。

4月26日（町からワンテーブルへ）

今年度の契約について遅ればせながら現在事務手続きを進めています。そこで次の見積の提出をお願いします。業務名：令和4年度地方創生交付金事業 国見町官民共創コンソーシアム業務委託、日付：令和4年4月1日。2～3日中にいただけると助かります。

同日（ワンテーブルから町へ）

かしこまりました。見積書、用意いたします。金額は40,000千円でよろしかったでしょうか？

と、詳しいやり取りが記されている。

イ 明らかとなった事実

- ① 町の提出資料によれば、令和3年度事業期間が、令和4年2月1日から同年3月31日までの2か月間、令和4年度事業期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっている。

② 令和3年度カプコは公募型プロポーザルで実施されている。応募開始が令和4年1月17日、締切が同年1月26日、応募者プレゼンテーションと候補選定審査が同年1月28日である。同年10月の国見町CI（コーポレート・アイデンティティ）策定支援事業（以下、「国見町CI事業」という）での公募型プロポーザルは、約1か月の応募期間であることを考えれば、この期間の短さが際立っている。

カプコへの応募はワンテーブル1社で、1月28日の選定審査会を経て、2月1日に契約を締結した。この事業の設計額は2千万200円、応募者見積額2千万円、契約額2千万円で、設計額との差は200円であった。

令和4年度カプコは、継続事業であることからワンテーブルが随意契約で受託し、設計額4千万400円、見積額4千万円、契約額4千万円で、その差は400円である。令和3年度と4年度事業額が2倍であることから、その差も200円が400円の差になっている。

③ 令和4年度の随意契約に関しては、事業委託伺・見積伺・見積依頼・見積書受領・契約締結、いずれも令和4年4月1日となっている。

④ 令和4年1月25日には、引地町長（以下、「町長」という）とワンテーブル島田社長が、役場町長室で面会した。非公開ヒアリングでワンテーブル元社員は「社長が2時間から3時間面談し、（町長の）不安を払拭してきた。」と、今後の事業展開に関して社内で報告している。

これに關し町長は、令和6年3月28日の証人喚問で、まず面会の一般論として「せいぜい長くて30分程度だ。」と述べ、令和4年1月25日の面会については「2時間の面会は考えられない」と、長時間の面会を否定した。

また、ワンテーブル元社員は、ワンテーブル島田社長が「（その面会で町長と）いろいろ決めた。」と社内で話しているとも証言した。

⑤ 令和6年6月5日の一部報道によると、官民コンソーシアムによるレジリエンス産業創出プロジェクトに伴っての、地方創生推進交付金活用申請付属資料の中に想定企業などの記載欄があり、その想定をワンテーブルと書いて国に提出しているとあった。

令和6年6月6日、委員会として大勝企画調整課長（役職は当時。以下断りがない限り同じ）に対し、報道内容の事実関係を確認したところ、報道内容を認めたうえで、「同交付金申請の付属資料は本委員会に提出していない。」との回答であった。

ウ 委員会としての判断

- ① 私用の端末等で公務を行うことが原則禁じられていることは、別項「9-ウ」で詳細に指摘している。
- ② 木村企画調整課総合政策係長（役職は当時。以下断りがない限り同じ）が、カプコ公募開始前に特定企業にのみ、公募に関する情報を提供したことは、極めて不適切な行為である。

また、証人喚問で町長が約束した「調査確約事項について」の回答は以下のとおりである。

○「プロポーザルの内容は提案型であり、事前に他社を排除し又はワンテーブル社を有利になるような内容への変更もしていない。よってプロポーザル実施要領(案)を事前にワンテーブル社へ提供したことで利益誘導には当たらないと考える。」とある。

今回のように、特定企業へ決裁前資料を提供することが許されたとしたら、決裁前の文書は幾らでも外部へ流出することになりかねない。

提供した内容以前に、特定企業への資料提供、特定企業にのみ事前要望を聞くなど、その行為そのものが便宜供与であり、利益を誘導するものである。

また、内容の変更もないと結論付いているが、本委員会は今回の決裁前要領と決裁後要領を比較検証する術を持たない。要領案の変更がないと断定するならば、決裁前文書を早急に提示すべきである。

従って、そのことが担保されていない以上、本委員会としてその主張を容認することなど、到底できるものではない。

③ このカプコ契約は公募型で参加企業を広く募っているが、「イー②」のとおり、同じ企画調整課が担当した国見C I事業と比較すると公募期間は極端に短い。

町が総務省に提出した、「官民共創コンソーシアムによるレジリエンス産業創出プロジェクトに伴っての地方創生推進交付金活用申請」の付属資料に、ワンテーブル社を記載し、国の承認を受けていたにしても、今回の事業が公募型である以上、また町の中長期的政策課題の議論を行う中核組織とするものならば、国見C I事業同様に、十分な公募期間を要すべきものだったと考える。

④ プロポーザルのプレゼンテーションの日程変更は町提出の資料で確認できる。資料によれば、町ホームページに、「国見町官民共創コンソーシアム事業に係る公募型プロポーザルの審査結果について」の掲載日を令和4年2月1日としている。しかし、その日付をあえて1月28日に手書きで修正している。つまり、当初は2月1日がプレゼンおよび審査日だったものを、ワンテーブルからの要望を受けて、1月28日に変更したと考えられる。メッセンジャーのやり取りでもその内容が残っている。

また、大勝企画調整課長の聞き取りでも、「いろいろと日程が変わった経過がある。」と述べていることからも、特定企業による事前要望を受け入れたものと判断できる。

⑤ 令和3年度および4年度カプコ契約金額は、設計額と契約額の差がそれぞれ200円・400円とほぼ100%であり、事前に金額調整をしたのではないかとの疑念は消えないが、本委員会の調査でその事実は確認されていない。

令和4年度カプコの随意契約において、4月1日付ですべての諸手続きが進められている。本来の事務手続きでは到底あり得ないことで、たとえ年度替わりや人事異動期、3月議会終了後という繁忙期を考慮しても、極めて不適切と言うしかない。メッセンジャーでの記録のとおり、実際の契約事務作業は4月下旬で行われており、契約そのものは5月だったものと推察できる。

繁忙期でもあり、実際の契約時期と公文書の日付が若干ズレることは理解しつつも、約1か月後という時間経過は、あまりにも杜撰な事務処理と言うべきである。また、そ

これらの事務連絡をFBメッセンジャーで行っており、行政情報管理の面からも、町の早急な実態解明と条例などに基づいた事務処理の徹底を求めるものである。

⑥ FBメッセンジャーのやり取りの中で、ワンテーブルがプロポ実施要領案の事業予算上限への不満を述べ、何らかの考慮を求めている。また、2月1日から動けるよう準備を進めているとある。上記「②」で述べたように、要領案がどう変わったかや2月1日から動けるよう準備をしている、とのことが何を根拠に発したか、本委員会調査ではそれらの事実関係・背景を明確につかむことはできなかった。

従って、町が自主的主体的に関係職員からの聴取を実施し、徹底した事実解明を行い、特定企業への便宜供与・利益誘導の有無を組織防衛の観点ではなく、より町民目線かつ客観的視点で調査検証することを強く望むものである。

(2) 企業版ふるさと納税に関するここと

ア 前提となる経緯

① 令和4年2月28日付で、匿名企業による3億5,700万円の企業版ふるさと納税がされた。寄附は、国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業へのもので、寄附企業は「災害・救急車両の研究開発・製造を通じた地域の防災力向上に向けた取り組みに関すること。」と、活用を希望する分野を指定した。

これに続き、同年7月29日には別の匿名企業から1,500万円が、8月26日にはさらに別の匿名企業から6,000万円の寄附がされた。寄附事業および活用希望分野は、最初の匿名寄附企業と同様となっている。

② 町総合計画および内閣府から認定を受けた国見町地域再生計画（以下、町地域再生計画という）に、救急車開発の具体的な文言は記載されていないため、巨額の寄附がなぜ実行されたのかが大きな疑問となっていた。

③ 町はこれまで、議会・住民説明会での説明、本委員会証言を通じて、匿名企業がなぜ寄附したのかわからないとしつつ、町地域再生計画に賛同したからではないか、と考えている。

イ 明らかとなった事実

① 町は、令和5年6月議会定例会答弁で、「町総合計画および町地域再生計画に関し、地域再生計画や振興計画は、町の取り組むべき目標や政策、施策をまとめた基本構想、基本計画であり、具体的な事業、実施計画は、各年度の予算に計上するということになっております。」と答えているとおり、これら計画には具体的な政策課題は書かれていないとしている。

② どのような経緯で寄附が行われたかは、令和6年1月22日の証人喚問で株式会社ベルリング（以下、「ベルリング」という）飯野社長（役職は本事業実施当時。以下断り

のない限り同じ）が次のような証言をした。

委 員：ワンテーブルからDMMに、国見町が企業版ふるさと納税により高規格救急車の大量納品を希望していると打診があったのは、事実か。

飯野証人：DMMというより私に提案があった。企業版ふるさと納税を通じて、高規格救急車を過疎地域に届けたいとの話があり、私から、そのことがいいのかどうかを踏まえて、所管である内閣府に確認をして、回答をもらった上で、私からDMMの地方創生事業部というところにご紹介した。

委 員：具体的に救急車開発をOKですって話を聞いていたのか。

飯野証人：関連企業もしくは資本関係にある企業が寄附をして、その案件に対して、たしかなんですけれども、その原資を基にどこか別の会社が受注して、そのものをメーカーとして受注することは問題がないかどうかってことを質問した。

と述べている。

また、同日の証人喚問でワンテーブル島田社長は次のような証言をした。

委 員：報道によるとDMMとなっているが、国見町が救急車の大量納品を希望していると伝えたのは事実か。

島田証人：匿名企業に対しても寄附をされた企業との理解をすれば、そのような寄附をした企業に対して、そういう申し出は記憶にはない。

委 員：7月・8月に追加で2社から計7,500万円の匿名寄附があった。この寄附も、ワンテーブルが、町が救急車の大量納品を希望していると寄附企業に声かけしたのか。

島田証人：匿名企業の2社の名前も現時点で存じ上げていない。

と寄附企業への仲介関与を事実上否定した。

③ 令和4年2月28日の寄附前、寄附企業と職員とのやり取りは、企業版ふるさと納税所管の木村企画調整課総合政策係長だけではなく、八島総務課財政係長（役職は当時。以下断りがない限り同じ）であったことも、町の提出資料で判明した。その資料では、匿名寄附企業が町に発信した2月10日のメールにおいて、八島総務課財政係長と木村企画調整課総合政策係長に、「……具体的な手続きに進めさせていただければと考えています。書面のやり取りは木村様と進めさせていただくと八島様より伺っております。」とする内容を送信している。

これは、担当外の八島総務課財政係長が木村企画調整課総合政策係長へ引継ぐ前に、事務手続きをある程度説明していたと読み取れ、前段整理を図っていたと見るべきである。

令和5年11月22日の参考人招致で八島総務課財政係長は、「(過去の企業版ふるさと納税) 1回目に自分が担当していた経緯もあるので、受け口として、もしかしたら私に仕事が回ってきたことはあるかもしれない。ただ、企画調整課とも連絡を図りながら進めていたと記憶している。私が窓口になっていたとの認識は全くなかった。」と証言した。

また、メールがあった令和4年2月10日以前に、ワンテーブルや寄附企業等から何らかの寄附に関する情報を聞いていたかとの質問には「聞いていない。」、救急車開発事業スキームに1枚加わっていたかとの質問にも、「そういう事実はない。」と、同日の参考人招致および令和6年3月28日の証人喚問で証言している。

ウ 委員会としての判断

- ① 町提出の資料により、匿名企業1社から3億5,700万、その後2社から1,500万、6,000万という多額の寄附行為を確認している。また、寄附の使途はいずれも、「災害・救急車両の研究開発・製造を通じた地域の防災力向上に向けた取り組みに関すること。」とされている。

- ② 寄附の流れは一定の事実関係として確認できている。

ワンテーブル島田社長は、以前からつながりのあるベルリング飯野社長に対し、企業版ふるさと納税を通じて、高規格救急車を過疎地域に届けたいとの要請を行っている。

ワンテーブル島田社長からこの要請を受けたベルリング飯野社長は、内閣府に確認を行いながら、関連会社のDMM.comにその内容をつなぎ、DMM.comが社内検討を経て、その趣旨に賛同して寄附を判断したものと考える。

なお、町総合計画や町地域再生計画に、救急車や消防車等の緊急車両開発の記述がないにも関わらず、数多の自治体の中から国見町がなぜ選ばれたのかの背景は、この経緯以外、今回の調査で判明していない。

宮城県亘理町では、本事業以前に同様の事業が実施され、ベルリング社製C-CAB INが1台納車されている。この事業を受注したワンテーブルが全国的な大規模展開する先として、防災ゼリー事業で以前から付き合いのあった国見町を紹介したとの推測は、ワンテーブル元社員による以下の非公開ヒアリング証言からもうかがえる。

「亘理町のスケボーパークとか、他の救急車開発事業とか、防災力向上のゼリーと低オゾン発生装置の事業に関しても、全て指定寄附や企業版ふるさと納税で賄われている。」と、述べている。^f

- ③ 令和4年7月および8月に寄附のあった匿名2社について、寄附までの経緯や背景を知ることはできていない。なお、当初寄附したDMM.comとこの2社はグループ企業であると資料等で判明している。
- ④ 以降の調査項目で明らかとなった経過、また企業版ふるさと納税に関する税の優遇措置などを考えると、寄附企業の節税対策に町が利用されたとの疑いを禁じ得ない。

(3) 事業計画書のこと

ア 前提となる経緯

- ① 令和5年9月議会定例会に提出された令和4年度決算等審査意見書には、本事業に

する事業計画書が作成されておらず、説明資料も確認されなかつたと指摘したとの記載があつた。

監査委員の意見書（以下、「意見書」という）では、「今回の事業計画書は研究開発、救急車両の製造、リース事業の3本柱で、それぞれの目的、予算、工程の他に、事業を進める順序、方法等を事前に調査・検討しまとめたものとなるべき。」とした。

また、監査委員から、町が議会へ提出した説明資料の提出を求めたが、すべて口頭説明であり資料はないと回答されていたことも報告されている。

- ② 意見書では、事業計画書の不備が説明資料作成を困難にさせ、口頭での説明に終始したと述べられている。

同時に意見書では、どのような経緯で府内の意思疎通が図られ、どのように町民へ説明したのかと疑問を呈した。

イ 明らかとなった事実

- ① 町が行う事業のすべてが、町総合計画を基本として政策化され、各年度で予算措置し執行されている。本事業についても同計画を基本に、国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略（町地域再生計画）の具現策として、新産業の創出を促進するため民間企業との連携などを柱とする、官民共創コンソーシアム（カプコ）を設立し、政策提言を議論整理する場とした。
- ② 令和4年2月のカプコ業務委託契約以降、レジリエンス産業として、狭義の防災概念を取り扱った事業が展開されている。
- ③ 町の提出資料によると、同年2月28日に、匿名企業による企業版ふるさと納税、3億5,700万円が町に振り込まれた。同企業は「災害・救急車両の研究開発製造を通じた地域防災力向上」に使途を希望している。
- ④ 同年3月7日、企画調整課とワンテーブルでカプコ打合せ会議が行われ、救急車開発事業が議論された。同年3月14日にも同様の会議が開催され、本事業について検討されている。同年4月19日は、対象を広げてカプコ事業の議論がされ、受託者から町官民共創プラットフォームの一つとして、「防災総合産業創出」が示されている。この事業には、ワンテーブル・(株)J E C C ・ベルリングの企業名が明記され、ベルリング社製救急車C-CABINの実証スキームが提案されている。
- ⑤ 令和5年12月22日、大勝企画調整課長は証人喚問で、本事業の事業計画書の有無を聞かれ「各部門、場面ごとにはある程度は作り込みをしていたが、総合的な計画書は作成していなかった。」と事業計画書が存在していないことを認める証言をした。
- ⑥ 令和6年2月21日、町長の証人喚問において「当然事業計画書は作成されているものと認識していたが、監査委員の指摘で（ないことが）わかった。」と、その事実関係を認めた。また町長は「地域再生計画は作成し、国に提出している。」と述べている。

同年3月28日の証人喚問で、事業計画書に関する質問に対し、町長は「事業を進める際の事業計画は、当然あるべきものと思っていた。指示をしなくてもそういうものは作成されているものと認知をしていた。ただ、再生計画というものが内閣府に提出をし

ており、それをもって事業計画と読みかえていたのかなと後で思った。」と証言し、続けて「(事業計画書の) 確認をしなかった。」と述べている。

また、カプコ事務局やワンテーブルにお任せして、そもそもその事業計画書の必要性がないと考えていたのかとの委員からの問いには、「主体は町である。必要ないということではない。」と証言した。

- ⑦ 同日の八島総務課財政係長の証人喚問では、同係長が担当として作成した町地域再生計画について、「いわゆるコンソーシアムの部分で作っている地域再生計画ですで、その次の救急車だったりとかは、コンソーシアムとはちょっと違うもの。」と、官民コンソーシアムによるレジリエンス産業創出プロジェクトに基づく地域再生計画では、想定していないと、証言した。

一方、国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画（地域再生計画）に、救急車開発事業の記載はなく、「防災と災害時の対策の充実」とあるのみである。

これについては、令和5年6月議会定例会の一般質問で大勝企画調整課長が、「地域再生計画や町総合計画は、町の取り組むべき目標や政策、施策をまとめた基本構想で、基本計画であり、具体的な事業、実施計画は、各年度の予算に計上することになる。」と答弁している。

ウ 委員会としての判断

- ① 事業計画書は、事業により作成過程やボリューム等に違いがあるにしても、それぞれ公金が投入されている以上、作成は必然性が伴い不可欠なものである。
- ② 本事業は、町提出の資料によると、カプコ契約の1か月後に3億5,700万の企業版ふるさと納税があり、その一週間後に突如としてワンテーブルと企画調整課の打合せの中で本事業に関わる協議がされている。この打合せ以前の資料には、匿名寄附企業からのメールでのやり取りで、救急車事業という言葉があるだけである。

町の提出資料を見る限り、本事業が実質的にスタートした令和4年3月7日以前に、事業概要を含め具体的な事業内容を示す資料は見当たらない。

証人喚問での、町長および大勝企画調整課長の証言の「事業計画書はなかった」に基づく、本委員会調査でも、事業計画書の存在は確認ができないため、作成していないと判断する。

事業規模からみても、事業計画書を作成しないことは通常あり得ないことで、極めて不適切といえる。

- ③ このように、事業計画書が作成されていないことが、本事業を杜撰なものにした一つの要因もある。

本事業が、町の主体的な議論から進められたものでなく、寄附企業の意向に沿って始まった事業であると考えられ、町総合計画および町地域再生計画をめぐる証言でも、個別政策として議論された経過については、本委員会で確認されていない。

また、本事業に関して、議会など関係機関への説明や議論は極めて不十分で、このことも本事業の不透明さを助長する結果となっている。

町長の証人喚問で指摘したように、カプコー任のような経過を辿っていること自体、行政の政策遂行プロセスも、計画も進め方も稚拙極まりなく猛省を促すものである。

④ このことは、3月14日の参考人招致で大勝企画調整課長が、「町として、どのようにこの事業で民意を取り込んで進めるべきだったかと思っている。慎重に進めたと思うが、果たして本当に町民に還元できたのか、町民の意向を酌んだのかとか、消防署や病院との意向を酌んでやったのかは、もう少しゆっくり皆さんに話を聞いたり。」と自戒の念を述べているとおりである。

⑤ 事業計画書がないうえ、ワンテーブルの一方的な提案が本事業執行の中核をなし、その提案にそって町担当課が動いている実態もある。ワンテーブル島田社長は令和6年1月26日の証人喚問で、「あくまで提案したまでで、決定権は町にある。」と述べているように、町が主体的に決め、その後の事業計画を策定しなかったことが、本事業の妥当性を裏付けられない大きな要因と言える。

町が、ワンテーブルから支配されているような印象を受けるのは、しっかりとした政策理念と具体的な事業計画が存在しないことに起因していることは明白である。

⑥ 町が一貫して、事業計画書に代わるものとして町地域再生計画があると説明してきた点も、前記「イー⑦」のとおり、内閣府から認定された町地域再生計画に救急車開発などの具体的構想は確認できず、その主張は破綻していると言わざるを得ない。

町の主体的な事業根柢が明確でない上に、町民や議会への説明が不十分であることから、結果として町政への信頼を失わせることになっている。

また、町長が「(事業計画書は)当然作成してあるものと思っていた。」と述べていることは、管理監督する最終決裁者としての責任放棄と受け止められ、職員に責任を転嫁したと理解されても仕方のない言動である。トップとして発してはならない言葉であり、最終最高責任者としての資質を疑うしかない。

(4) 仕様書作成に関するこ

ア 前提となる経緯

① この項について、本事業がめざした救急車研究開発の肝である、救急車製造に関する仕様書が、専門的かつ高度な技術力が必要であることは当然のことである。これまでトヨタ・日産を越える救急車を作るとの高い理想を持って臨み、その原資を企業版ふるさと納税に求め、開発を県内企業に委託する方向で進められてきた。

② 本委員会調査以前から町が説明する、トヨタ・日産を上回る救急車の製造開発であるならば、同社が費やした年月と開発能力を上回る圧倒的技術力、それの裏付けとなる製造展開力、またサプライチェーンの確立は不可欠となるはずである。

当然、町独自の仕様での救急車作成となれば、専門的知見を有するマンパワーの確保が最低限の条件である。

③ しかし本事業は、技術者などの配置のない中、町職員がわずか3か月で、トヨタ・日産を越えると主張する高規格救急車仕様書を作成した。その中には、4か月弱で新車10台、中古車2台を納車するとの内容も含まれていた。

果たして、これらの現状から、独自仕様書作成が町職員で可能なのか、4か月で中古を含め製造が可能なのか大きな疑問が生じた。

④ 本委員会設置前の各議員調査により、内外装などで、特定企業の特徴が散りばめられているとの疑問が生じていた。以下はその一部である。(本委員会で質疑があつた点は除外)

- ・ 消防章のF R P六角台座と構造指定
- ・ 助手席後ろへの酸素ボンベ配置を指定
- ・ 後部稼働式2段ステップとリアルボンバーの左指定
- ・ ビルトイン型赤色灯のボディ体成型指定
- ・ ルーフ一体型L E Dと指定
- ・ 患者室スポットライトを4個と指定
- ・ 拡張ボディをF R P素材と指定
- ・ 埋込式マグネット式コンセントと指定

イ 明らかとなった事実

① 本委員会に提出された資料中、町が参考としたと主張する他自治体仕様書は確認できず、確認できたのは、ワンテーブルがカプコを通じて提出したとされる宮城県亘理町の仕様書のみである。

② 令和5年9月の町監査委員による「令和4年決算等審査意見書」でも、確認できた仕様書は受託者参考資料だけと指摘し、他の参考資料は廃棄したことも確認されている。また、受託者がカプコ事務局であることから、仕様書作成に大きく関与していたと推察できるとも指摘されている。このことから、厳しい工期設定を考慮して、仕様書内容を事前に知り得ることで(受託に)有利になり、公平性に欠けると結論付けている。

③ 本委員会の証人喚問および参考人招致でも、仕様書作成に関する質問が多数あり、本当に職員自ら、他自治体の資料を基に作成したのか、その信憑性を質してきた。

令和5年12月22日の証人喚問で大勝企画調整課長と加藤企画調整課総合政策係主査(役職は当時。以下断りのない限り同じ)は、「他自治体の仕様書を参考に作成した。」、「ネット検索などもして作成した。」、「ベルリング社パンフレットもあり、その部分で色々とやったのかと。」、「特定の自治体のものを参考にしたのではない。」などと証言した。これまでの議会答弁でも同様の趣旨が述べられている。

また、町の提出資料には、監査委員指摘のとおり、宮城県亘理町の仕様書以外、参考にしたとする他自治体の仕様書は、廃棄したとの理由で提出されていない。

④ 本委員会や議会において、「存在する車両をもとに作成したのではないか」、「ベルリング社製C-CABINをコピーしたのではないか。」との質問には、上記③の答

弁の繰り返しであるが、大勝企画調整課長が12月22日の証人喚問で次のようにも述べている。

委 員：もう1回聞きますけど、存在して車、ここに救急車があります。北海道の車が同じ仕様だっていうのがあるんですが、実際にある車を元に仕様書を作られたかどうか。

大勝証人：実際にある車、様々な車ありますけども、そういうものを参考にしたのかなと思っている。

と述べている。

- ⑤ 令和6年2月21日の証人喚問でワンテーブル社員貝田証人は、ベルリングから救急車仕様書をワンテーブルが預かり国見町に届けたのか、との質問に「(国見)町用との記憶はないが、参考仕様書として預かった。」と証言した。また、どこの参考仕様書を町に提供したか問われ、「4～5自治体を情報として共有した。」と述べた。

一方、1月26日の証人喚問でベルリング飯野社長は「ワンテーブルに参考仕様書は提出した。」と、ベルリング社も参考仕様書の提出を認める証言をしている。

- ⑥ 加藤企画調整課総合政策係主査は、作成過程でカプコ事務局に相当数の質問を行っている。町提出の資料によると、令和4年9月5日、14日、22日、28日にカプコと企画調整課とでメールが交わされ、具体的質問は14項目確認できる。その内容は、「仕様内容⑦のイメージが湧きません。設置理由を教えてください。」「⑧が理解できません。」「グローブボックス固定ベルトは何でしょうか」「①の収納構造は・・・・内面スポンジ等で保護することの解説をお願いします」などと質問している。また、ベルリングへ直接聞くよう、カプコ事務局から町に提案があることから、カプコ経由で提供された資料が、ベルリング参考資料であることがわかる。

メールでは、その他の質問を行っている事実は確認できるものの、その質問内容が何なのかは、メール等の関係資料の提出がなく確認できない。

- ⑦ これまで報道されてきた、町職員がカプコ宛てたメールで「意図としては、この部分で直接的に日産を排除したくない。排除するなら室内寸法や多機能で排除したいため。」や、「(C-CABINの見積額が)ハイメディックやパラメディックの車両価格・・・・(途中省略)・・・もっと言えば3倍近く差があります。正直言ってなぜこんなに高いんですか。」等のやり取りを示すメールは、町提出の資料に含まれていないため確認できない。

また、カプコから町に宛てたメールの、「ベルリング社側からC-CABINの参考仕様書いただきました。何点か修正はあると思いますが、車種、艤装については国見町用に記載いただきました。」についても、町の提出資料に含まれていないため確認できない。

- ⑧ 通常の救急車に関わる仕様書は幅広い参入を念頭に、緩やかな仕様内容となっている。しかし、本事業は「開発製造」とのコンセプトからか、かなり狭義の仕様や

特定の企業に酷似した内容となっている。

それらを証人喚問等で質した内容は以下のとおりである。

委 員：酸素ボンベ収納庫の設置位置は通常指定しないが、なぜ助手席後方と指定したのか。

加藤証人：救急車の右側のドアが、室内を確保する関係で設置できないところで、そこに指定したのかなと思う。

委 員：ベルリング社は左側しかスライド（ドア）がないハイエースだ。スライドドアのところに酸素がないと困るわけですよ。だから、トヨタハイエース、助手席の後ろとしたのでは。

加藤証人：詳細についてはわからない。

委 員：患者室床面をF R P素材に限定した理由はなぜか。

加藤証人：詳細は覚えていない。ボディに使用しているのでと思う。

委 員：どこのメーカーですか。

加藤証人：ベルリング社救急車の素材です。

委 員：町仕様の特徴、高警告ワイドスピーカーシステムとは。

加藤証人：詳細は記憶はない。（参考にした先は）記憶はない。

委 員：予備バッテリー設置の理由は。

加藤証人：詳細は覚えていない。正しいかわからないが、電動ストレッチャーの関係かと。

委 員：参考仕様は、ネットで調べたというが、国内シェアはトヨタと日産でほぼ100%であり、ネットで調べれば、2社の仕様に近づくが、今回の仕様内容は違う。私は見つけられなかつたが、どこで見つけたか。

加藤証人：ネットかカプコ提供だと思う。

委 員：トヨタ・日産の室内寸法が173cmだが、今回174cmとした理由は。

加藤証人：既存の救急車でなく、隊員が使いやすい空間を確保したのだと思う。詳しくは覚えていない。

と、述べている。

また、令和5年9月議会定例会でも同様の質疑がある。

質 問：仕様書には、LEDヘッドランプやプライバシーガラスなど、発注時に頼まないと装備されないメーカーオプションが含まれている。また、車両型式PRH226のグレードは、ハイエースバン・スーパー ロングワイドボディーとなり、仕様書にあるイージークローザーの設定はないが。

と質問をしているが、車体番号の答弁のみで、オプションへの言及はない。

⑨ 仕様書作成に関する報道内容について、令和5年12月22日の証人喚問でその真意が質された。その内容は、「1、主要諸元等（1）車種について削除しても構わないか。意図としては、この部分で直接的に日産を排除したくない。排除するなら

室内寸法や他機能で排除したいため。新仕様書ページ33主要装備（3）パノラミックビューモニターはトヨタ限定にならざるを得ないため、例えば360度全周囲モニターなどといった名称に変えたい。」とあるもので、他社の排除について言及があつた。

加藤企画調整課総合政策係主査は「（メールは）私が作成した。」と発信事実を認めたうえで、「排除したいという言葉が一人歩きしてしまった。」と釈明した。

- ⑩ 本事業の仕様書は、職員がネットで収集した他自治体仕様書とカプコ提供資料のみを参考に、何のエビデンスを求めるこなく机上のみで作成されている。資料をつなぎ合わせ、その成果を試作し検証したことも一切確認されない。

伊達消防との作成協力合意があるにも関わらず、技術的打合せなどは一切されていない。また、令和5年12月22日の証人喚問で、同主査に仕様書作成の最終チェックを誰がしたのかを問うと、「伊達地方消防組合には依頼した記憶はない。技術的なチェックをしたかどうか覚えていない。」と、専門家等の最終チェックを受けたとの証言はない。

- ⑪ 別項「7-ウ」でも触れているが、町の提出資料にある消防庁資料によれば、通常の仕様書作成期間は5か月程度とされ、契約から納車までは7か月程度に設定されている。しかし、本事業の契約期間は4か月弱に設定され、新車10台と中古車2台の計12台の開発製造を求めている。

令和5年12月22日の証人喚問で、契約期間で12台製造を可能とした判断根拠を問われた同主査は、「特に根拠はなかったように思う」と述べ、さらに「消防庁資料は見たかも知れないが、頭に入ってなかった。」とも述べている。

仕様書作成前に見積聴取がされていないことは別項「6-イ-②」で明らかであるが、メーカー等にベース車確保が短期間で可能かどうかの問い合わせも、一切されていないことが確認された。

また、伊達地方消防組合（以下、「伊達消防」という）へ依頼した仕様書作成の協力要請後について、同主査は「3～4回行った。」と打合せ回数を答えている。しかし、同年11月27日の参考人招致で伊達消防警防課長は「仕様書の中に、伊達地方消防組合の名前を使いたいということで、その旨了承して、伊達地方消防組合に入った仕様書の確認、1度のみでした。」と述べ、具体的仕様内容の問い合わせがなかったと、同職員の証言を否定している。

- ⑫ 本事業は極めて高い技術と豊富な経験、また開発するための資金・設備など、企業でもなかなか参入できない分野だと考える。このことは各項でも記載している。

その開発の前提となる仕様書作成で町長は、「専門的かどうかは別にしても、業務を進める上で必要なものが仕様書と判断をしたのであれば、担当の方では、その仕様書を作成することになる。」と、令和6年3月28日の証人喚問で一般論を述べている。

ウ 委員会としての判断

- ① トヨタ・日産を越える救急車製造を町が真剣に考えていたならば、救急車製造に關し何の知識もない町職員に仕様書の作成を委ねていたことこそ、事業そのものへの信頼を損ね、事實として町独自の仕様内容で製造開発されたのかということを疑わざるを得ない。

加藤企画調整課総合政策係主査がネット検索で資料を収集し、カプコを通じてベルリング参考資料など幾つかの自治体資料を受け取りながら作成したと証言したが、宮城県亘理町の参考仕様書以外確認できない。従って、それを証明する資料が存在しない以上、証言を信用することはできない。本当に廃棄したのか、当初から不存在だったかは判断できないが、事業後の説明根拠を自ら廃棄したことは、不適切な行為だと言わざるを得ない。

- ② 仕様書作成を担当職員が行う是非について、町長の証言では「イー⑫」のとおり「専門的かどうかは別にしても、業務を進める上で必要なものであれば、担当で仕様書を作成することになる」と、必要とする専門的側面を度外視する一般論を述べた。

本事業の根幹をなす仕様書作成が、人命を救うための車両開発、トヨタ・日産を越える車両開発であるならば、一般論で片付けられる事案ではなく、高度な専門性を必要としない何らかの背景があったのでなければ考え難い発言である。

- ③ 加藤企画調整課総合政策係主査に対し、すべての仕様内容を確認できなかった経過はあるものの、証人喚問や参考人招致で得た証言は、「覚えていない」「わからない」との答えが目立ち、作成根拠が具体的かつ明確に述べられていない。

また、同主査がカプコを通じてベルリングへ行っていた質問は、「イー⑥」のように決して専門知識を有しているとは思えない内容であり、同主査自らが主体的に作成したとする町主張の信憑性を一層希薄にするもので、その主張は信用できない。

素人同然の同主査が作成した仕様書の最終段階でも、専門的知見を有する者からの確認等を一切受けておらず、消防庁資料にあるオリジナル仕様の課題や留意点の記載内容を踏まえれば、仕様書の最終チェックを割愛することの合理性や妥当性は認められず、不適切である。

その結果として、「6 見積・中間検査・完了検査に関するこ」や上記「イ」で述べているように、仕様の相違する納車車両を完了検査で見落としており、上記指摘の不適切さを証明した。

一例をあげれば、テールランプ機能の違いは、12台のうち7台にリアフォグラントが組み込まれ、5台には組み込まれていない。このことは、12台の救急車が同じ仕様書で製造されたものでないことを物語っている。

カプコとのメール交換信記録に、「イー⑦」のように「意図としては、この部分で直接的に日産を排除したくない。排除するなら室内寸法や多機能で排除したいめ。」と、ベルリング以外を排除する内容が書かれていることは、公正であるべき業者選定が、仕様書作成の時点でも特定企業に誘導することを視野に進められていた

と見るべきである。

このことだけでも、違法である入札妨害の意図も疑われ、本事業の正当性は崩壊している。

- ④ オリジナル仕様を作成するにしても、広く提案を求める公募である以上、仕様内容は門戸を広く設定するのが一般的である。しかし、本事業の仕様書は「ア-④」にあるように細かく記載され、明らかにベルリング社製C-CABINの特徴を意識していると言わざるを得ない。

納車前の契約期間が4か月弱に設定した根拠がないとする、加藤企画調整課総合政策係主査の証言は、これらの背景を逆説的に考えれば、応募可能な企業あるいは受託可能な企業を、同主査が事前に知っていなければ浮かばない設定と考えるのが相当である。

- ⑤ 中間および完了検査に関する指摘は別項「6 見積・中間検査・完了検査に関すること」で詳しく述べるが、町側がベース車両の確保から艤装完了までの工程を裏付ける写真等の提出を求めていないことは、事業後の説明責任を果たす観点から、抜本的見直しが図られるべきと考える。

(5) 新規開発項目に関するこ

ア 前提となる経緯

- ① 12台のベース車両を確保し、新規開発に向けた聞き取り作業を行い、机上の検証、試作車等での検証、艤装作業など、様々な作業工程を考えると、契約期間が異様に短いとの疑念が生じていた。
- ② 令和5年11月27日の参考人招致において伊達消防警防課長は、「短い期間で大量に作り上げるのは、不可能に近い。」と証言するなど、新規開発製造が契約期間内に行われたか疑問視する声が上がっていた。

イ 明らかとなった事実

- ① 町の提出資料では、ワンテーブルは本事業契約後の令和5年1月に、伊達消防へ、救急車の課題やニーズについてのヒアリングを行っている。
- ② 同資料中、ワンテーブルが町に報告した「車両製造工程表」では、令和5年2月15日から3月1日が一次艤装、同年3月9日から3月24日が二次艤装となっている。
- ③ 令和5年3月31日にワンテーブルが町に提出した事業完了報告書では、伊達消防のヒアリングで得た28項目の改善要望等が記載され、うち4項目が本事業の研究開発成果として報告されている。以下はその概要である。
- ・ 新型コロナ感染症対策として、運転席と患者室の間に陰圧対応スライド型隔壁を設置し、患者室内の空気が運転席に入り込まない仕様とした。

- ・ 運転席地図入れ後方部にAC100ボルトコンセントを設置した。
- ・ 電動ストレッチャーバッテリー充電切れ対応のための予備バッテリーを装備した。
- ・ 効率的に患者室を洗浄するため、患者室内右側後方に接続ノズル1か所、患者室内床面付近に散水ノズル10か所設置した。

- ④ この間の証人喚問および参考人招致では、大勝・木村・加藤の各職員が一致して「トヨタ・日産を上回る救急車を作りたかった。」と証言している。
- ⑤ 令和6年1月26日の証人喚問でベルリング飯野社長は、研究開発について「C-CABINは、令和2年11月から令和5年6月頃に基本的開発は終了した。」、「今回の研究開発について、ワンテーブルとやり取りをしてないので、(内容は)全く把握していない。」、「指定をされた機能をメーカーとして納入しているだけなので、開発という概念がどこまでか分からない。国見町さんが言われてる研究開発に関与したことは一切ないので(開発内容が)分からぬ。」と証言した。
- また、「ワンテーブルから受注した時期(令和4年2月)と新規製造している時期がかぶって作っているってことはあり得るが、そもそもそのベースはある。」と証言した。
- ⑥ 同日の証人喚問でワンテーブル島田社長は、「今回の研究開発では、開発というところまで、短期間では至らなかった。今回ヒアリングをさせていただき、期間内で最も良なものをピックアップし、4項目を設置した。」と証言した。
- ⑦ ベルリング社製C-CABINの納車実績を調査した結果、町への納車前に、北海道北後志消防本部、柏市消防署、別府市消防本部、石垣市消防本部、守口門真消防組合消防本部、宮城県あぶくま消防組合などの納車実績が、ベルリングホームページなどで確認できた。
- それら資料等を見る限り、予備バッテリー・スライド型室内隔壁・散水ノズルの設置が確認できた。
- ⑧ これらの件について、令和5年12月22日および令和6年2月21日の証人喚問、同3月14日の参考人招致および同3月28日の証人喚問でこれらの事実関係を、それぞれに対し質した。
- これに対する町長および大勝・木村・加藤の各職員の証言は、「まったくわからない。」と事実関係そのものを知らないと述べている。

ウ 委員会としての判断

- ① 本事業は、トヨタ・日産を上回る救急車の開発を目的に、加藤企画調整課総合政策係主査自らが仕様書を作成したと本委員会で述べている。しかし、非公開ヒアリングにおけるワンテーブル元社員は、「ワンテーブル内では、町職員がその仕様書を作れるとは誰一人思っていなかった。」と述べているとおり、車に関する専門的知見がなければ不可能なことは明らかである。

全国シェアの98%がトヨタ・日産製の救急車である事実は、開発メーカーが何年もの年月を重ねた成果として現在の救急車が生産され、各地で配備・活躍しているこ

とがこれらを証明している。また、ベルリング社製C-CABINも、ベルリング飯野社長の証言のように、約3年の歳月をかけて開発した成果である。

- ② 町仕様書内容は、「4 仕様書作成に関すること」で詳細記載しているとおり、作成過程でワンテーブルの意向を大きく反映していると指摘せざるを得ない。
- ③ ワンテーブルが提出した報告書にある開発4項目は、前記「イ」のとおり、製造したベルリング飯野社長が「国見町さんが言われて研究開発に関与したことは一切ないので（開発内容が）分からぬ。」と、開発行為そのものに関与していないと述べている。
- ④ つまり、伊達消防へのヒアリングで得た28項目のうち、これまでベルリングが開発してきた様々なパーツ等を、本事業契約期間内に設置可能な4項目を設置したものと判断される。このことは、ワンテーブル島田社長の証言からも、何らの齟齬も不自然さもない。従って、ワンテーブル提出報告書にある、開発4項目が本事業でのものかの確認はできていない。

参考として、ベルリングホームページや業界誌等を見る限り、「イー⑦」で指摘したように、開発4項目のうち3項目は、町への納車前に装備されていることが確認でき、本事業での開発行為だとする、同報告内容は信用できない。

- ⑤ 町が一貫して説明してきた開発行為そのものが存在しないとなれば、トヨタ・日産を上回る救急車を開発製造するために行った提案型プロポーザルでの業者選定は、意味をなさなかったと考えざるを得ない。

別項「4-イー⑫」で触れているが、3月28日の証人喚問で町長は、「業務を進める上でその担当が、仕様書は必要だと認識すれば仕様書は作成します。それは引地も職員のころ、仕様書を何度も作成をしていましたから、同じだと思う。誰かが指示をしたからその仕様書を作成する、しないという判断にはならない。」と述べている。

また、「一般論ではなく、トヨタ・日産を上回る救急車を作ると言っているが」、との指摘に対し、町長は「専門的かどうかは別にしても、業務を進める上で必要なものが仕様書と判断をしたのであれば、担当の方では、その仕様書を作成することになる。」と述べている。

他項でもそれぞれ述べているように、メーカーできえ年単位が求められる開発事業をなぜ町が行うのか、その合理性や妥当性、また可能性を冷静に考えれば、本事業がいかに杜撰で安易な思考の基に進められたかを、改めて指摘せざるを得ない。

(6) 見積・中間検査・完了検査に関すること

ア 前提となる経緯

① 町発注事業で、道路建設や建物建築等のモノを作る事業においては、使用する部材の材質・寸法・数量・製造工場等の検査を経ながら、事業を進めていくのが通常といえる。

また、事業途中では中間検査を行い、適正な工事等が実施されているか確認することも普段のスケジュールであり、当該事業の見積もりを関係企業等から徴取することも、通常業務である。

② 本事業の経緯をたどるなか、見積り徴取の形跡がないうえ、メーカー等へのベース車両の在庫状況確認、材料検査、中間検査もされておらず、いわばノーチェックで事業が進められたとの疑惑が生じていた。

③ 納車12台中、付属部品などで、仕様書と相違する車両が存在することも、調査過程で判明していた。

イ 明らかとなった事実

① 町の提出資料中、消防庁の「高規格車の導入に関する標準スケジュール」および「高規格車の調達に係る現状の課題の整理」には、

- ・ 一次仕様書を提示し、自動車販売会社から見積もりを徴する
- ・ 二次仕様書を提示し、自動車販売会社から見積もりを徴する
- ・ 中間検査は、製作している工場まで出向し、仕様書に基づく車両製作及び進捗状況の確認をする
- ・ 製造過程における中間検査等において、変更指示が多くあり、自動車メーカーはこれに対応せざるを得ない状況から、精査日数もかさむ実態があると、記載されている。

② 仕様書作成前の見積り徴取およびベース車両の在庫状況確認については、令和5年12月22日の証人喚問で加藤企画調整課総合政策係主査が、「(どちらも)していない。」と述べているとおり、町が提出した資料ではそれらの作業がされていないことが確認できた。

③ 中間検査について、仕様書作成段階では予定していたことが町の提出資料で明らかになった。令和4年9月5日、同主査がカプコ事務局に宛てたメールで、「中間検査について、検査をするとなれば、場所はどちらになるのでしょうか。石川町になるのでしょうか。」と、仕様書作成段階にも関わらず、結果として本事業で製造を担当するベルリング関連の製造工場所在地を問い合わせている。

この点を令和5年12月22日の証人喚問で問われた同主査は、「ベルリングの工場が石川町にあるのは知っていた。仕様書にその場所まで指定するものなのかどうか、仮にベルリングだと石川町になるのですか、というような意図だった。」と述べている。

④ 最終的には中間検査が見送られ、その理由を本委員会で問われた大勝企画調整課長は、「医療機材をメインに検査するものと分かったので、今事業では医療機材がないものだから、中間検査を省略してもいいとして割愛した。」と証言した。

関連する事実として、令和4年9月議会定例会の本事業に係る補正予算の質疑で町長は、「今回の件は、コンソーシアムに関する企業の1社から、企業版ふるさと納税がありました。その後、よそにはない高規格救急車を開発している防災関係の企業から、国見町に寄附された企業版ふるさと納税を原資にしたいので活用させてほしいと申し出がありました。申し出をしたのは、福島県内に事業所を持つ企業です。国見町は、申し出のあった企業に企業版ふるさと納税を原資に資金を提供する、委託料として支出することにしました。」と明確に「県内に事業所を持つ企業に資金を提供する。」と答弁している。

⑤ 令和5年12月22日、証人喚問で同主査は「消防庁の資料は見たかも知れないが、頭に入っていない。知識はないながらも、私なりに色々調べて、対応したつもりだった。」と証言し、消防庁が示している資料を参考にしなかったことも判明した。

証人喚問した関係職員すべてが、いろいろな自治体の仕様書を参考にして仕様書作成したと、繰り返し証言した。しかし、他自治体のほぼすべてで中間検査が実施されていることを指摘されると、「医療機材がないので省略した。」との証言を繰り返した。

⑥ 納品された12台中、リアフォグランプの有無やテールランプの相違等、仕様が違う2種類のグレード・タイプがあるとの指摘に、令和5年12月22日の証人喚問で大勝企画調整課長が、「検査で見落としてしまったのがある。いわゆるトヨタの車両を使っているので、車両を調達する時にちょっと齟齬があって、2台については違うものになったと思う。」と完了検査の不備を認めている。

ウ 委員会としての判断

① 一言で言うならば、多額の公金を投入して進めた事業にしては、あまりにも杜撰でお粗末だったということになる。具体的な仕様書作成段階で行うべき見積書徴取や車両状況確認をせず、進捗の確認と指摘機会の放棄となった中間検査の割愛は、その杜撰さの最たるものである。

別視点で述べるなら、それらを必要としない特別な事情、必要としない特別な製造過程が背景にあったと仮定すれば、この間の経緯は理解可能である。

② ベース車両が短期間に確保できるのかをメーカー等に一切確認せず、加藤企画調整課総合政策係主査の根拠のない判断等で、約4か月後の納車とする事業が進んだことを、決裁過程でチェック・是正できなかった点が、一つ目の問題である。半導体をめぐる状況は広く知るところであった訳で、車両調達が容易でないことは想定できたはずである。

しかし、4億3,200万円の巨大事業にも関わらず、担当部署が何の根拠もな

く短期間に車両調達および製造を可能と判断したとは考えられず、いずれかの時点で上司等と判断材料を共有していたと考えるべきだが、可能とする客観的な判断材料の共有事実は確認できていない。

- ③ 見積書も同様であり、初めて実施する救急車開発の執行予算根拠をどこに求めるかは極めて重要であるにも関わらず、見積りを徴取するどころか、企業版ふるさと納税額に合わせた予算措置を行い、製造台数もその額から逆算していることは、令和5年12月22日の証人喚問でも明らかになっている。

委 員：10台と言ったり、その前、9月21日付報告書では11台とある。

木村証人：当初はもっと少ない台数だったと思う。13台なのか12台か11台かということで、全く決まっていない状況だった。

委 員：ほんの数台しか実績がないところに11台って、いくら予算とはいえ出すんですか。不思議に思わないですか。

木村証人：何台開発できるか検討していたが、寄附金額からその台数を検討していいた台数になる。

と述べているとおりである。

令和5年9月の決算等審査意見書で、監査委員から本事業に関し、「金額をあわせて、台数を決める方法は、公金を扱うものとして、一番やってはいけない行為の一つであります。なぜなら、必要の無いものにまで、貴重な予算が使用される可能性があるからである。」と、その手法を厳しく指摘している。

たとえ寄附金が原資であったとしても公金であり、町民の財産であることに変わりはない。また、事業執行に携わった職員の人事費等は純粋なる町の持ち出しである。

- ④ つまり、事業の基本的内容を踏まえ、開発に必要な台数と予算、妥当な開発期間など、事業遂行のための具体的根拠を示し、広く議論に付すことが欠落していたと指摘せざるを得ない。また、本委員会で何度か指摘されているように、カプコ事務局に丸投げし、出された提案を丸呑みしたと判断されても、反論できない経緯にも見える。

- ⑤ 大きなミスの一つは中間検査を省略したことである。本来は実施すべき検査であり、検査を省略し指摘機会を放棄する合理的理由は存在しない。

消防庁資料でも、オリジナルの仕様では「製造過程における中間検査において、変更指示が多々ある。」と記載され、また、本事業のような独自仕様に基づく場合は、製造側も注意深く精査する必要があるとも記載されている。ベース車両納車時あるいは艤装途中などでこれを実施していれば、別項「7-イ-⑦」で指摘している「契約前の艤装」などを視認できたはずである。

中間検査を見送った理由が、様々な問題・懸念を払拭するもしくは不需要とする、別の背景があったと考える以外にない。

また、令和5年12月22日の同主査に対する証人喚問で明らかのように、仕様書を作成した同主査は、委員から具体的な車両内外装等を聞かれても、ほとんどが

「覚えていない。」などと証言し、技術的専門性を有していないことを露呈するとともに、同主査が仕様書を作成していないとの疑惑を増大させた。

- ⑥ 高度な技術的見地をもたない職員が完了検査を実施したことも不適切だったと指摘する。また、ワンテーブルが伊達消防でのヒアリングで得た要望28項目を、短期間で調査・検証し4項目に絞ったことや、短期間に製造できしたことへの素朴な疑問を、大勝企画調整課長および加藤同課主査が持たなかったことに、強い疑惑と違和感を覚える。

町が「トヨタ・日産を上回る救急車の開発製造」を標榜しているのであれば、その目的に見合う契約期間を設定することは必然である。そのことを度外視した期間設定が、受託者とベルリング社との開発協議を事実上不可能にしたものとも考えられる。

結果として、上記のような、開発済のパーツ・設備を取り付けたに過ぎなかつたと、指摘せざるを得ない。

また、同検査では、「イー⑥」のとおり、見落としも判明しており、検査そのものの有効性を疑問視せざるを得ない。

(7) 納車に関するこ

ア 前提となる経緯

- ① 本事業契約は、令和4年12月5日から令和5年3月31日までである。異様に短い契約期間であることは、別項でも記載されている。また、仕様書によれば、新車10台、中古車2台を納車する内容となっている。
- ② ウクライナ情勢をはじめ混迷する国際情勢は、国内の半導体確保を困難にするなど、一般的な自動車購入においても、半年待ち1年待ちの状態が続いている時期であった。しかし、自動車製造に大きな影響を与えていたなか、独自仕様による高規格救急車製造が果たして、「①」の契約期間が妥当だったかとの指摘と疑問が生じていた。
- ③ 参考人招致における伊達消防警防課長は、「短い期間で大量に作り上げるのは、不可能に近い。」と証言するなど、納車の困難さを指摘する証言もあった。

イ 明らかとなった事実

- ① 町の提出資料にある消防庁の「高規格車の導入に関する現状」中、標準的なスケジュールでは、車両の基本仕様の検討をスタートに、見積書の作成、予算措置、公告、入札、契約までで約1年、契約から納車までが約7か月とされている。これはあくまで1~2台の少規模発注が前提と想定される。

同時に、同上資料では、高規格救急車は発注側の仕様書がオリジナルであるため、事前に車両や部品の製造在庫が難しく、おのずと発注時期が年度後半に偏ると指摘している。また、本事業のようにオリジナル仕様が多いため、製造側はそれらの対応の

ため、相当の日時を要するとも、その資料には記載されている。

- ② 町独自の仕様書における、新車10台の他、中古車2台の発注理由について、令和6年3月14日の参考人招致で大勝企画調整課長が「行く行くはリース事業をして、いろんなデータを取りたいと考えていた。そのため、新車と中古車の耐用年数とかが違うので、そういう部分で新車と中古車を織り交ぜ、値段の頃合いのところで落としどころを見つけた。」と述べている。

また、3月28日の証人喚問で町長は「いろんな条件を加味して、中古車2台、それと企業版ふるさと納税の金額、こういうことを加味した。」と証言をした。

- ③ 町長は同年2月21日の証人喚問で、納車までの期間が異様に短いことを聞かれ、「期間的なことを考えれば確かに難しいところもあるのかもしれないが、相手は企業です。企業と行政が契約をした時に、その契約内容を履行する努力というのは、民間は多分するだろうと思っていた。」と述べ、令和5年12月22日の証人喚問で大勝企画調整課長も、「タイトではあるが、可能かなと理解していた。」と証言している。

令和5年4月に開催された本事業に関する住民説明会では、「医療機器等の装備がなかったため可能だった。」との説明がされている。

一方、仕様書を作成した加藤企画調整課総合政策主査は、令和5年12月22日の証人喚問で、12台の調達が可能なのかをメーカーに問い合わせたかという問いに、「していない。」、「調達可能と判断した根拠はない。」と証言した。

- ④ 令和6年1月26日の証人喚問では、ベルリング飯野社長が「ワンテーブルから発注をもらって作り出したのはその期間よりもっと前で、十分作れる時間はあると思っていた。日付は明確ではないが、製造期間としては1年ぐらいあった。メーカーとしては、国見町の話の以前から製造を開始していた。」と述べ、また「国見をはじめ周辺の過疎地域に、高規格救急車を有効活用していただく話だと聞いていた。ワンテーブルは救急車事業を始めたいとの意気込みがあったので、在庫になることも考慮しながら、救急車発注を我々にかけたと思う。」と証言した。

同日のワンテーブル島田社長への証人喚問でも、「特殊車両ですね、こういうところを事業展開していくとの背景がありました。そういう中で、ビジネス上の優位性、メリット、民間企業ですので、不測の事態に対応する、こういうところを国見町のみならず、いくつか、病院であったり、他の地方公共団体に対して展開をしていく。準備、投資イコール在庫を持つとのことだった。」と証言している。

- ⑤ ワンテーブル元社員の非公開ヒアリングでは、「令和4年2月に、明確に国見町での事業で救急車を使うので、(2月に) 救急車7台をベルリングと契約すると聞いていた。(同時期に) DMM.comから国見町に企業版ふるさと納税がされるとも聞いていた。」と証言している。

また「もともと、(令和4年11月の救急車製造公募) プロポをもっと早くやる予定だった。それこそベルリングから製造が間に合わないですよと言われていた。それも島田社長の『どうせうちでやるから発注かけとけ』という判断で事前発注をした。」と証言した。

- ⑥ このように、ベルリング飯野社長、ワンテーブル元社員のいずれも、令和4年2月にワンテーブルがベルリングへ7台のC-CABINを事前発注していたことを認めた。また、ワンテーブル島田社長も「④」のとおり、事前発注を認めている。
- ⑦ 本委員会は、令和6年4月26日に「高規格救急自動車研究開発事業に係る納車12台の詳細調査」依頼をベルリングを行い、5月20日付で同社から回答があった。(原文はP10～P13参照)

回答では、開始日はベルリングが艤装工場に指示した日、終了日は艤装工場から完了報告がされた日となっている。しかし、完了報告日が、全車両とも町の完了検査日以降と回答されているため、本文での記載はない。

以下は、艤装開始日一覧、カッコ内は譲与先名である。なお、本事業契約日は令和4年12月5日である。

1号車（徳島県板野東部消防組合）	令和4年 8月 5日
2号車（北海道羊蹄山ろく消防組合）	令和4年 8月 5日
3号車（公立藤田総合病院）	令和4年 8月 5日
4号車（宮城県大崎地域広域行政事務組合）	令和4年 8月 5日
5号車（茨城西南地方広域市町村圏事務組合）	令和4年 8月 5日
6号車（伊達地方消防組合）	令和4年 9月 9日
7号車（伊達地方消防組合）	令和4年11月11日
8号車（茨城県常陸大宮市消防組合）	令和4年11月11日
9号車（岩手県遠野市消防組合）	令和4年11月11日
10号車（岩手県久慈広域消防組合）	令和4年12月16日
11号車（群馬県利根沼田広域市町村圏振興整備組合）	令和5年 1月13日
12号車（済生会川俣病院）	令和5年 1月13日

- ⑧ 町の提出資料によると、ワンテーブルが町に提出した「車両製造工程表」では、令和5年2月15日から3月1日が一次艤装、3月9日から3月24日が二次艤装と記されている。
- ⑨ 令和6年1月26日のベルリング飯野社長の証人喚問では、町に納車された車両に關し、次のような質疑が行われた。

委 員：C-CABINの年間の生産台数は。

飯野証人：年間20～30台である。

委 員：令和4年12月以前から内々依頼を受けて作っていた。それが（年間）20台から30台の内の12台（町への納車）という認識でいいか。

飯野証人：はい、そうですね。

- と、証言している。
- ⑩ 本委員会では町に対して、ワンテーブルによる事前発注と納車の事実関係を數次にわ

たり質しているが、町長および大勝企画調整課長、木村企画調整課総合政策係長いづれも、「その事実を知る由もなかった。」と述べている。

ウ 委員会としての判断

- ① 通常はあり得ない異様に短い契約期間のなか、トヨタ・日産を上回る救急車12台を、開発・製造できるのかとの素朴な疑問は、「イ」の事実関係のように、本事業契約以前から製造をしていたことが明らかとなったことで、その疑問は解消された。
- ② 本事業を進める過程で、カプコ事務局から提供された参考仕様書および他自治体仕様書等をみれば、いかに本事業期間が短いかは、町は容易に判断できるはずである。また、消防行政を司る消防庁モデルスケジュールでも契約から納車まで約7か月とされ、前段の仕様書作成や見積書聴取などを含めれば、約1年半が必要期間と記載されている。
- ③ 一般競争入札を経る通常の発注手法でも、1年半程度を要する事業期間にも関わらず、新しい救急車12台を開発する目的であるならば、契約期間を通常より相当程度長く確保する必要がある。しかし、本事業は全くの逆で、通常の発注台数1～2台の契約期間の約半分の4か月という、通常想定されない無謀ともいえる期間設定である。

また、メーカーへの在庫状況の確認もされず、担当職員の具体的根拠もない「調達可能」の判断に基づく製造期間の設定を、上司の誰一人疑問視することもなく進められたと考えられ、本事業計画の異常さや杜撰さを象徴している。

- ④ 証人喚問等で明らかなように、ワンテーブルが本事業契約の10か月前に7台のC-CABINを事前発注し、その7台と本事業契約前の事前製造分を含めた12台が町に納車されている事実がある以上、町が述べている「知る由もなかった。」等の主張は、責任逃れの方便というべきである。

また、通常ではありえない契約期間とした背景には、短期間で開発・製造可能と町が判断できた、何らかの材料が存在していたと考えるのが合理的である。

納車された中古車2台（ベルリングは「イー⑦」で1台と回答）は、文字通り本事業契約前の別仕様書で製造されているものである。さらに、納車12台のうち、実際に9台が本事業契約前にベース車両の改造や艤装開始がされており、中古車同様に、本事業仕様書ができる前に存在していた別の仕様書を基に、製造・艤装開始されたと考えなければならない。

- ⑤ 町がこれまで繰り返し説明し、証人喚問等でも証言した「職員が各自治体を参考に仕様書を作成した。」とすれば、納車された12台のうち実に9台は、町仕様書作成以前から、たまたま・偶然にも同内容の仕様書が存在したということになる。

このような偶然が理論上はあり得るもの、加藤企画調整課総合政策係主査およびカプコ事務局には、車両に関する技術的専門的知識を有しているものがいないことは各証言で判明している。

従って、以前から存在する仕様書と同内容の本事業仕様書を、同主査が偶然に作成

する確率などは現実的に皆無というべきである。

⑥ 「イー⑤」にあるように、ワンテーブルは製造担当のベルリングから「(プロポを)早くしないと製造が間にあわない。」と、プロポ開始時期の再考を求められたことや、ワンテーブル島田社長が「どうせうちでやるんだから」と同社内で話をしていたとの証言等から、確実にワンテーブルが本事業を受託する確信があったと推察できる。

また、この推測に基づけば、プロポ契約・仕様書作成（「4 仕様書作成に関するこ^ト」で詳細記載）から契約、納車まで、通常であれば間に合うはずのない事業経過をたどることができたのか、一気に理解可能とし得るものである。

⑦ これらの経緯からして、納車された12台中9台が契約以前から製造・艤装され、とりわけ7台は契約の10か月前に受託者がベルリング社に発注し、その7台が町に納車されていることを、町長は「知る由もなかった。」等、他人事のように言い訳すること自体、世間一般では通用しない。

契約期間の妥当性についても、町長は「その契約内容を履行する努力というのは、民間は多分するだろう。」と、自ら設定した契約期間の事後検証より、ワンテーブルにその責任を転嫁させるような証言は、極めて不適切といいうしかない。

当時の自動車製造を取り巻く環境、C-CABINの優位性の根拠、仕様書作成段階での資料収集と作成経緯、契約期間、艤装工程表の妥当性など、ほとんどの町民が知ることができない過程や根拠を一番知り得るのが町であり、最高責任者たる町長であり、それを知らなかつたと強弁することを到底理解できるものではない。

そして、それらを踏まえたうえで、必要な政策決定と公平公正な業務遂行、それらの最終判断を町長が行うものである。

納車に関しては、結果として本事業契約前から製造が開始されていた車両がほとんどであったことからして、行政とりわけ町長はさらなる説明責任を果たさなければならぬ。

（8）公文書等の管理のこと

ア 前提となる経緯

- ① 町から本委員会に提出された資料には、るべき資料が保管されていないことや、メールが部分的にだけ提出されているなど、不自然な文書管理の実態が判明した。
- ② 委員会設置以前の議会質疑でも、資料がないとの答弁があり、その実態を疑問視する声が議会内から上がっていた。

イ 明らかとなった事実

- ① 町情報公開条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが

記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定されている。また、町文書管理規則第25条4項は、課における文書の保管の原則として、「現年度文書及び前年度文書」と明記しており、同条5項は、「完結文書のうち電磁的記録は、前項の規定にかかわらず、保存期間を経過する日までの期間は保管するものとする。」と規定している。

- ② 令和5年1月27日の参考人招致で、同年4月1日付で担当係長に異動となった佐藤企画調整課総合政策係長は、「着任以降、都度前任者へ書類の確認をしていたが、書類のあるなし程度の確認だった。その際に廃棄した書類があると聞いていた。メール削除も聞いていたかも知れない。」、「しっかりと確認したのは、8月の決算審査の時だった。」、「誰が廃棄したかは、わからない。」等と証言し、引継ぐ前には書類が廃棄されていたと述べている。

また、仕様書に関連し「詳細なやりとりの記憶はありません。破棄自体は、会話の中でということで（あったが）、ある程度仕様書等のやりとりについて出来た段階で（廃棄）というような話は聞いた。」とも述べている。

- ③ 令和5年2月22日の証人喚問で、仕様書作成の加藤企画調整課総合政策係主査は、次のような証言をした。

委員：ワンテーブルとやり取りをした文書、これは現存しますね。
加藤証人：現存していないです。
委員：それはなぜですか。
加藤証人：あくまでも、仕様書を作るための個人的なメモのような認識でいたので、パソコンのどこに保存していたかもよく覚えていない。恐らくデスクトップに置いていたと思うが、事業を発注してしまえば、そのデータはなくても構わないと認識していた。

と述べている。

また同主査は、メール削除の理由を聞かれ、「令和4年12月にメールサーバーが変更になったので、今まで使っていたメールソフトが使えなくなった。新しいものに移ったこともあり、もう不要だと思い、消した。」と証言した。さらに、参考にした他自治体の仕様書がすべて廃棄され、カプコ提供の1資料しか残っていないことを聞かれ、「たまたま残っていた。」と、偶然だったとの認識を述べた。

同日の証人喚問では、大勝企画調整課長に対しても同様の質問があり、「仕様書を作る段階で、これ（参考資料）を保存しなくてはいけないとの考えは基本的にはなかった。メールは、基本的に公文書ではないと理解していた。個人のメモは、こういうことになると想えていなかったので、仕様書ができた段階で整理した。」と述べている。

- ④ 同日の阿部総務課長（役職は当時。以下断りのない限り同じ）への証人喚問では、これらに関する質疑があり、次のような証言を得た。

○メール（廃棄）は各自の判断だと思う。メールはツールで文書ではない。各自、取ってる人は取ってるし、私は邪魔になるのすぐ削除する方だ。

○一般的に公文書というのは、起案をして保存するもの、もしくは、ちゃんと仕事をして、供覧をして保存しなければならないものが保存年限の決まった公文書と考えている。

○起案が完結するまでの間で、起案書に添付する資料以外の参考資料について、破棄等についての権限は、所管課長になると思っている。普通の設計書であれば、設計書の正本になったもの以外で要らないものは、ゴミになって捨てるところもあるので、その部分については一概にどうこうとは言えないと考えている。

○メールはツールなので、完全に保存する義務があるかと言われると、公的に国や県から送られてきた公文書についてのメールは、当然保存しなければならない。通常のやり取りメール、営業メールなど全て保存することではない。そこは、各個人の判断、文書管理グループリーダー・サブリーダー、課の判断で、なるべくシステムの負荷を下げるため、不要なものを処分して下さいと（伝えている）。

○各課共有のファイルの中、起案書につけるもの以外であれば、上司の決裁を得るのに必要な資料をつけるので、それ以外で不必要的ものは処分しても止む無しかなと思う。そこは所属・所管課の考え方と思う。

等と、一般論としての見解を述べている。

⑤ 令和6年2月21日の証人喚問で町長は次のような証言をしている。

委員：（本事業の検証を、町がはじめにしなかったことは）自己検証するにも、検証に至る十分な資料がない、作成していない、あるいは捨ててしまったからではと疑っている。

引地証人：捨てた書類が公文書かどうかの判断をまずしなければいけない。先輩方からの指導を基に話をすると、公文書か否かの区分は、組織内で共有するものは公文書であると。メモ的なものであれば、あるいは担当する業務の補完資料というものであれば公文書の扱いにはならないと聞いている。破棄されたとするものは全て公文書ではないと思っている。全て公文書的なものを廃棄したと（のおっしゃられ方）いうのは、いかがかなと思う。

と証言した。

⑥ 町が提出した資料では、毎週火曜日開催のカプコ事務局会議の会議録が、すべて出そろっているとの確認は、本委員会でされていない。また、企業版ふるさと納税時における相手企業とのメール、仕様書作成時のカプコとのメール等も、脈絡として不自然な箇所が散見されており、前後の交信記録が消えている可能性が高いと考える。

報道されている仕様書作成時の、「この部分で直接的に日産を排除したくない。排除するなら室内寸法や多機能で排除したい。」、「C-CABINの値段が高い。」などのメール交信記録は、町の提出資料にはなく確認できない。

ただし、「他社を排除するなら・・・」のメール送信については、令和5年12月22日の証人喚問において、送信した加藤企画調整課総合政策係主査がその送信

事実を認めている。

ウ 委員会としての判断

① 公文書などの行政情報は、事業の経過を事後検証するために、必要な文書等を作成し保存管理しなければならない。これは、公文書等の管理に関する法律の趣旨にある「民主主義の根幹を支える」うえで必要不可欠なことであり、論を待たない。同時に、町民から行政情報の開示を求められれば、個人情報等を除き原則公開対象となる。

それにも関わらず、「イ」で明らかなように、継続している事業の行政情報であるメールや書類が、決算審査を受ける前には既に、職員の一方的な論理かつ目的意識的に廃棄されたと考えられ、関係条例上から極めて不適切な対応だと指摘せざるを得ない。

このことを一連の経過を踏まえた客観的視点にたてば、町にとって不都合な行政情報だったと認識していたと考えるのが自然である。

まさに情報隠ぺいの危険な行為であり、町民の知る権利と事業検証機会を事実上否定するものと判断しなければならない。

② 町長が令和6年2月21日の証人喚問で述べた「イー⑤」、「…………破棄されたとするものは全て公文書ではないと思っている。…………」との証言は、個人の希望的観測を述べたに過ぎず、第三者を納得させるだけの根拠はない。その根拠があるとすれば、速やかに提出すべきことは当然である。

③ 本事業で最も不可解な経緯として、仕様書作成がある。その作成段階で行われたメール交信記録は、断片的な提供なのかと疑問視せざるを得ない。別項「4 仕様書作成に関すること」でも指摘しているが、報道されたメールの存在等を加藤企画調整課総合政策係主査は認めているものの、報道されたメールそのものの記録は、廃棄済であるとの理由により、いまだ提出されていない。

不要なメールとして年度末に廃棄したとする証言は、不要なメールになったのではなく、「不都合なメールになったから廃棄した」と判断しても何ら違和感もなく、むしろ自然である。

④ 本事業において行われた関係資料の破棄・廃棄が、いったいどのような内容だったのか、どの程度の重要情報が含まれていたのかは、本委員会調査では確認することはできていない。

議会任務の一つに「行政監視」がある。しかし、廃棄されてしまった関係資料等の行政情報を確認しようとすることは、捜査機関ではない議会調査権の限界ともいえる。

(9) SNSでの業務執行のこと

ア 前提となる経緯

- ① 本事業調査過程において、町と受託者との業務連絡などの重要情報が不自然に欠落している部分が多いとの疑問があった。
- 職員への証人喚問と参考人招致では、公文書にならない個人的メモやメール、パンフレットなどの資料類は事業終了時に廃棄したと証言した。
- ② しかし、令和6年1月19日および同年2月15日に行ったワンテーブル元社員の非公開ヒアリングにおいて、町とワンテーブルそれぞれの公式アカウントのほか、私的SNSであるFBメッセンジャー名「レジリエンス産業」で業務連絡などを行っていたと証言した。また、令和5年にこの件に関する報道がされると、FBメッセンジャーに参加していた町職員4名は一斉退会したとの証言も得た。
- ③ この間、関係者から、FBメッセンジャー参加者同士のやり取りをスクリーンショットした情報が提供された。その内容は次のとおりである。
- 令和3年11月24日15時04分、グループを「レジリエンス産業」と命名した設立者の八島総務課財政係長が「グループを作りましたので、資料等こちらで共有ください！」とのメッセージを残した。
- 同係長が、210215WATARITRIPLECPROJECT 申請書最終版(1).pdf、国見町アクションプランー2021.12.1(1).pptx の書き込み。(亘理町で行った民間提案制度の提案資料)
- 同係長はワンテーブル島田社長およびワンテーブル菅野社員、木村企画調整課総合政策係長および舟山同係主査を誘い、グループに加入させた。
- 同年12月6日ワンテーブルから、町長とワンテーブル島田社長との面会要請があり、木村企画調整課総合政策係長が確認する旨返答している。ワンテーブルの希望月日は、同年12月13日13時以降、14日9時～13時、20日終日、21日終日、23日終日、24日終日とある。
- 同年12月16日、同係長が「お世話になっております。先日いただいた資料により、住民防災課を含め関係課に今後の事業を説明し、方針について一定の了解を得ました。町長には防災アカデミーを柱に取り組むことで説明し了解を得ることができました。」と書き込み。
- 同年12月27日、同係長が「お世話になっております。国見町の木村です。契約スケジュールですが1月上旬プロポーザル公募開始、1月中旬質問・回答、参加申込み、提案書提出、1月下旬プレゼン、審査・決定、契約締結を予定しています。」と書き込み。
- 令和4年1月9日、同係長が「プロポ要項案です。決裁前で修正が可能ですので内容についてご確認お願いします」とプロポーザル実施要領案.pdf を添付し書き込み。
- 同日、ワンテーブル島田社長が、「木村様 メール拝受いたしましたので、ご確認して明日の午前中までにご回答申し上げますのでよろしくお願ひします。」と返答。
- ワンテーブル島田社長は翌日に、「公募要項において一点、財政コストの削減の部

分の提案ですが、事業規模・予算が日程調整と共に予算規模が縮小せざるをえないというの理解しているところですが、本件において、企業連携において実は、それなりに調整している部分の費用が吸収できない部分もあるのですが、できる限り、当社として寄附できるように検討をしたいと思っておりますので、その辺りは考慮していただけすると嬉しく思います。また、月末タイトなスケジュールで進むと思いますが、HPなど時間がかかる部分は動き始め、2月1日から動けるように準備を進めています。また、プレゼンの期日ですが、27日のみ動かせないスケジュールがありますので、28日のプレゼンの日だと助かります。」と正式な返事を書き込み。また、「28日がプレゼンの日であれば、大分から朝一で向かうため午後からの開始であれば助かります。ほぼ、月内予定すでに埋まっている状況ですいません。」と書き込む。

- これに対し同係長は、「ご確認ありがとうございます。予算の件。スケジュールの件、検討させていただきます。」と書き込む。
- 同年1月25日、同係長が「書類送付ありがとうございます！明日確認させていただきます！」と書き込む。
- 同年1月26日、同係長は「書類確認させていただきました。ありがとうございます。ワンテーブル1社の申込みでした。プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングについて、28日金曜日13：40から、30分間の時間でお願いいたします。」と書き込み、プレゼン開催通知とプレゼンテーション等実施要領を書き込む。同時に「プロジェクターを用意していますのでご活用下さい。よろしくお願ひいたします。」と書き込む。
- 同年2月24日、同係長が「遅くなり申し訳ありません。協定書データを送信いたします。」と、包括連携協定.pdfを添付し書き込む。
- 翌日、同係長が「DMM.comより本日寄附申出書を受領し、来週28日に寄附受け入れするように手続きが整いましたのでご報告いたします。よろしくお願ひします。」と書き込み。
- 同年3月3日、カプコ事務局会議の件、また「令和5年以降に町消防団の消防車の更新が毎年1台程度ずつ発生することもあり、住民防災課から来年度以降の車両開発事業について概要を把握したいとの打診がありました。」、続けて「今後この点についてもご相談させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。」と、書き込む。
- これに対しワンテーブルは、「先ほどはお電話有難うございました。後日、ご説明の機会を設けるよう調整します。よろしくお願ひします。」と答える。
- 同年3月7日、同係長と舟山企画調整課総合政策係主査が、同日開催されたカプコに関するワンテーブルとの打合せ議事録を、いち早く書き込んでいる。その後4月にもカプコ契約に関する業務連絡を加藤企画調整課総合政策係主査が行っている。

イ 明らかとなった事実

- ① 令和6年3月28日の証人喚問で八島総務課財政係長は、メッセンジャーグループを令和3年11月24日に立ち上げ、グループを「レジリエンス産業」と命名した。立ち上げ時に「グループを作りましたので、資料等こちらで共有ください！」とのメッセージを残したことを認める証言をした。また、ワンテーブル島田社長、同菅野社員、木村企画調整課総合政策係長、舟山同係主査を誘い、同グループに加入させたことを認める証言をしている。
- ② 同係長は、「100以上のチャットグループに入っていて、メンションをかけられない限り自分から発信することではなく、流し見する程度だった。日程調整に使っていたのではないか」、「メールより圧倒的に楽で業務効率化のためだった。表に出せない内容だから私物のスマホを使用したのではない。」と証言している。
- ③ 目的等に関しては、「立ち上げた当時は、確かにワンテーブルの元社長であったり、企画調整課現担当をおつなぎしたっていうところぐらいしか覚えていない。今は外部に内部資料を提供するっていうのは当然、やってはいけないことだと思っていますが、完全に内部システムと切り離された空間で取得情報とか出ないのであれば、可能かなと思っています。」と述べている。さらに同係長は「正直、電話、メールなどのツールより、今、ビジネスシーンでメッセンジャーを使っていない人は、正直いないと思っておりますし、今のセキュリティ要綱が形骸化したりとかちょっと古い部分はあるかと思っています。今の時代に合わせた仕事の仕方をやっていく上では、必要なツールだと考えております。」と持論を述べた。
- ④ 木村企画調整課総合政策係長は、令和6年3月14日の参考人招致において、F B メッセンジャーでのやり取りは認めつつ、あくまで日程調整として利用したと証言した。また、同グループから退会したことに関しては、「他の職員が退会したことはわからない。」、「前社長の音声テープを聞き、私はワンテーブルとつながっていたくないとの思いで退会した。」と述べている。
- ⑤ 同年3月28日の証人喚問で、本委員会はこれらに関する質問を町長に行った。
チャットによる具体的なやり取り内容、契約に関する公文書日付の改ざんの件、私的アカウントの使用や私物端末の使用などを質問し、町長はいずれの項目についても「今はじめて聞いた。情報セキュリティ上の精査が必要だ。持ち帰り精査、確認する。」と具体的の証言を拒んだ。
また、メッセンジャーによる決裁前のプロポ要領が、ワンテーブルに流出している疑惑について町長は、「通常あり得ないことだ。」と述べている。
- ⑥ これらに関し本委員会は、加藤および舟山企画調整課総合政策係主査に対する尋問などは行っていない。
- ⑦ 令和4年2月1日契約のカプコ業務委託仕様書中の「6. その他」で、業務遂行にあたって「役場への来庁、Eメール等の活用により、町と密接に連絡調整を図ること」と明記されている。

ウ 委員会としての判断

- ① 職員が、私用の端末でSNSを利用し業務執行することは、国見町情報公開条例第1条が目的とする、町民の知る権利の実現と町政の民主的執行を阻害しかねない行為である。

すなわち、当該SNSでの業務執行が町支給の端末で行われれば、町職員が職務上作成し、または取得した電磁記録であって、職員が組織的に用いるものとして町が保有しているものということができる。このことが、同条例第2条2項に規定する行政情報に該当し、情報公開請求の対象になる。

しかし、職員の私用端末で業務が行われると、当該情報は町が保有しているものということことができず、行政情報に該当せず、情報公開請求対象とならない可能性がある。本事業で行われた職員のそのような行為は、同情報公開条例の主旨を逸脱するものと言わざるを得ない。

- ② 今回の事案では、職員の証人喚問や参考人招致で明らかのように、問題意識すら希薄な実態が証言から伺うことができる。

「完全に内部システムと切り離さなされた空間で、取得情報が出ないのであれば可能と思っている。」、「日程調整だけだから問題ない。」、挙句には「今のセキュリティ要綱が形骸化し古い部分はある。時代に合わせた仕事の仕方をする上で、必要なツールと考える。」と持論を展開している。

憤りを通り越し、呆れて開いた口がふさがらない。

- ③ 町情報セキュリティ対策要綱上からも問題が大きい。

前段で述べているように。FBメッセンジャー参加者以外には目の届かない次元、つまり町民の目を逃れるような形での業務執行は、行政の私物化と指摘されても仕方のない行為である。

本事業で、特定企業に未決裁文書を送ったうえで意見を尋ねる行為は、町支給以外のモバイル端末の業務利用として、同セキュリティ対策要綱第36条(4)に抵触すると考えられる。

また、私的交流サイトの利用は、セキュリティ侵害による情報漏洩や流出への危険性が増大することになりかねないと言わなければならない。

- ④ これら一連の行為が、一部職員によって行われていたことは、同セキュリティ対策要綱をはじめ関連条例を遵守している他職員への背信行為であり、町のガバナンスが機能していないものと言わざるを得ない。

令和3年11月24日に立ち上がったメッセンジャーグループ「レジリエンス産業」は、その2か月後から始まるカプコに携わる関係者で構成されている。

町の提出資料によれば、カプコ契約の業務概要として「官民が連携しレジリエンスなまちづくりによる地域の課題解決を図るとともに災害に強いまちを目指し、……」と記されている。また、起案書類の文書区分も、「レジリエンス産業」とのファイル名の記録がある。

その固有名詞がメッセンジャーグループ名となり、カプコ契約以前から特定の関係

者だけで情報交換や業務執行がされていたことを考えれば、グループ参加者はその設立時点から、ワンテーブルが受託企業と認識していた可能性も窺われる。

(10) 受託業者と職員との飲食等に関すること

ア 前提となる経緯

- ① 職員とワンテーブルおよびカプコ参加企業等との飲食をはじめとする不適切行為は、令和5年6月議会定例会の一般質問で取り上げられた。
- ② その質問内容は「ワンテーブルとの特別な関係、不適切な関係、具体的に接待を受けたとか、町職員倫理規則に抵触するようなお付き合いがなかったか」、「会費制の飲食があったか」が主旨であった。
- ③ その際の阿部総務課長答弁では、「その会社と任意の方々が集まってやったことはあります。これは令和2年2月。去年今年はないです。当時は倫理規則がまだ整備前だったんですけども、基本的に、ごちそうになるとかそういうことについては、総務課からもそういうことはないようにと言っていますので、そんなことはないと考えます。」と会費制の飲食を含め全面否定している。
- ④ しかし、質疑が行われた当時、大勝企画調整課長はワンテーブル主催と思われる会費制飲食会の誘いを受け、各課員には参加しないよう伝えていた事実を認めており、会費制飲食が行われた可能性は高かった。

イ 明らかとなった事実

- ① 令和5年11月27日以降、職員に対する数次にわたる証人喚問および参考人招致では、全員が接待は受けていないと証言した。
- ② 令和6年1月26日実施のワンテーブル島田社長の証人喚問での証言によれば、職員との飲食は3回行われ、いずれも参加職員から会費を徴収し、後日領収書を発行していると述べている。その際、参加職員数を質したが、人数までは覚えていないと証言した。
- ③ 令和6年1月19日および2月15日に実施したワンテーブル元社員の非公開ヒアリングにおいて、令和4年4月19日および6月1日に飲食会が開催されたとの証言があった。

1回目はワンテーブルが主催し6名が参加、うち1名が八島総務課財政係長と証言した。2回目はカプコ事務局が主催し12名が参加、うち1名が同係長と述べている。

また、同係長に関する会費の有無は、1次会の徴収は不明である。2次会以降は徴収しておらず、4月19日はワンテーブルで支払い、6月1日はワンテーブルおよび同席企業1社で支払ったと証言している。

- ④ 令和6年3月28日、同係長の証人喚問を実施した。同係長は、令和5年6月議会

定例会前の阿部総務課長による飲食調査では参加を否定し、令和5年1月27日の参考人招致の質疑でも「①」のとおり、接待は受けないと否定している。

しかし、証人喚問では一転して3回にわたる飲食事実を認め、いずれも会費を支払い、領収書は後日ワンテーブルから受領していると証言した。

- ⑤ 令和4年4月19日の飲食はワンテーブルが主催し、6名が参加している。3次会まで設定され、同係長はいずれにも参加したと証言した。

また、2回目の同年6月1日の飲食は、ワンテーブルおよびカプコ参加企業合同による飲食会で12名参加、同係長は設定された2次会まで参加したことを認めた。

3回目は、2回目の1週間後の6月8日に開催され、ワンテーブルおよび株J E C C (以下、「チェック」という)社員の4名であったと同係長は証言した。チェックは、本事業における救急車開発後のリース部門を担当する企業として、当初からその存在が公文書に記載されている。

3度の飲食すべてについて、同係長からは、利害関係者との会食と認めるかのように受け取れる証言がなされた。

令和6年4月25日に議長名で提出した、町長証人喚問時の調査確約事項についての回答が5月31日にはあった。この中で「飲食に関する」回答が記載されている。

同係長は、総務課の聞き取りに対し、証人喚問時の証言に関し「利害関係人との認識として話（証言）をしたわけではない」、「(利害関係者と認識して参加した) そのような発言はしていない。」と全面否定した。回答書による同係長の主張は、「利害関係人との発言は、倫理規則条文の確認の話として発言をしており、今回の飲食における利害関係人との認識として話をしたわけではない」と聞き取りに答えている。

- ⑥ これら飲食に関わる職員への連絡方法、呼びかけ範囲について、2月21日の貝田絵里子ワンテーブル社員の証言では、記憶がないため判明することができなかった。

また、2度の非公開ヒアリングにおけるワンテーブル元社員も同様の証言である。

ウ 委員会としての判断

- ① 懸念されていたワンテーブルとの飲食などの行為は、ワンテーブル島田社長や同元社員、同係長、それぞれが飲食の事実を認める証言をした。

本委員会は、飲食が2か月の間で3回行われ、参加した町職員は同係長1名のみであったことを確認した。

- ② 同係長は本事業に直接関係する立場でないばかりか、カプコに関わる業務においても同様の立場である。また、企画調整課職員や同係長の直属の上司である阿部総務課長への誘いもない飲食の場に臨んでいることは、極めて不自然で強い違和感を禁じ得ない。

- ③ 令和6年3月28日の証人喚問での同係長の証言で、ワンテーブル島田社長とは、町が行った防災ゼリー開発事業以降、個人的に町の課題などでメールや電話でやり取りし、何日もかけ議論する関係もあると述べている。

これを裏付けるように、他の部局にワンテーブル提案の事業、関連企業の紹介など、

同係長が庁内で行ってきた行為が自らの判断だったとも証言している。

- ④ 令和3年11月24日、同係長は前項の「9」で記載されているFBメッセンジャーグループを立ち上げ、ワンテーブル島田社長をはじめ、後に始まる救急車開発事業関係職員、カプコ事業に関わる職員をグループに参加させていていることからも、両者の深いつながりを考えざるを得ず、この立ち上げ時点では既に本事業の概要を知り得ていたのではないか、との疑念は消えない。
- ⑤ 同係長からは、「イー⑤」のとおり、3回とも利害関係人との飲食だと認めるかのように受け取れる証言がなされている。しかし、「イー⑤」で記載のとおり、総務課のその後の聞き取りにおいて、証人喚問時の証言を全面否定したため、委員会として改めて会議録を確認した。

その一部が以下のとおりであるが、このやり取りの前に、ワンテーブルとの3回の飲食関係について具体的にやり取りし、その後で「なぜ参加したのか」との問い合わせに、

証人：多様な人と話す機会が好きで、純粋な興味からです。

委員：あなたはそう言いますけど、もちろん倫理規則わかってますよね。

証人：わかっています。

委員：利害関係人、利害関係人以外でも、正当な理由がなければこれ駄目なんですね。

証人：利害関係者ということで理解してました。

と述べていることを再確認した。

また、飲食相手が利害関係人かをさておき、同係長が町の聞き取りに答えた「利害関係人の認識はない。」という相手との飲食だということを前提にしたとしても、町職員倫理規則は、第6条で「利害関係者に該当しない法人等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて第4条各号に掲げる行為をしてはならない。」と定めている。

同係長とワンテーブルが、2か月に満たない期間で3度にわたり飲食を重ねていたことが、同規則上の「社会通念上認められる程度」の範囲なのか、大きな疑問を抱かざるを得ない。

- ⑥ 本事業において、町職員がワンテーブルから金品などを受領した事実は確認されていない。

16 総括・結論・提言

(はじめに)

公務労働とは、社会の成員の労働と生活を支えるための社会の共同業務を担う労働のことと言われ、地方自治体においては、徴税、農商工振興、まちづくり、選挙、福祉、教育、医療、保健、保険、防災防犯、生活環境、消防、文化、警察など、日常生活に直接かかわる多くの業務が挙げられる。

また、住民生活を支え、住民の幸せのため、それらの具体的な政策立案と予算策定、公平公正な業務執行を行うものである。まさに、公務に携わる職員は、広く町民に対し平等に働くことを業務の基本として、営利を目的とせず、町民と地域社会のために幸せな生活の舞台を作りだし、そして支える仕事を担っていると考えている。

そのため町職員は、常に公共の利益を優先する高い倫理観を持つ必要がある。同時に、透明性・公正性そして説明責任は、公務員としての行動指針となる。これらの意識を持つことで、町民の信頼を獲得し高め、町民が期待する政策立案とサービス提供が可能になるものと考える。

【 総 括 】

これまでの調査において、不透明・不可解・不自然なことが数多く明らかとなった。詳細はこれまで調査項目別に記載したとおりである。

まず指摘しなければならないのは、本来は民間企業が行うべきと思料される「高規格救急自動車開発」を安易に捉え、専門的知見も経験もない町職員が仕様書を作成し、それらの知見を有する団体等との協議がほとんどないまま事業を進めたことである。

開発するための資金と設備、技術的見地と経験を有する技術者の確保、製造過程での検査検証期間、サプライチェーンの確立など、開発を成就するためのハードルは極めて高く、実現性を可能にするための条件整備と事前協議は必要不可欠なはずである。

しかし本事業は、議会や町民に対し、それら具体的な説明がされていないばかりか、関係機関や各メーカー等との協議など、事業の実現性を検討調査した経緯は確認できない。

大手自動車メーカーでの開発が、年単位で行われている歴史は誰もが知るところであり、開発の裏付けとなる諸条件を町が全く有していない中、それらを何一つ検討・解決することなく進めたことは、結果として杜撰な業務執行へつながっている。

本委員会の調査過程では、それらに関する職員からの説明は「トヨタ・日産を上回る救急車を作りたい一心だった。」とする、いわば根拠のない観念的・主観的な言い訳に終始し、町が主導して開発事業を進めていたと認識することはできない。

また、関係資料等を廃棄するなどの行為や肝心なことは「覚えていない。」と答えることは、町に産業を興すとして始まった本事業の壮大さ、公金の規模を考えたとき、計画の杜撰さ稚拙さを指摘せざるを得ない。

計画立案から最終決裁過程でも、事業計画書がないにも関わらず、本事業への不安や現

実性を疑う意見などはほとんど確認できず、結果として無謀と思える事業執行が、事実上制御不能状態で進められていたと考えざるを得ない。この最大の要因に挙げられるのが、ワンテーブルが事務局を担ったカブコの存在と役割だと言える。

町総合計画および国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく本事業は、本来町主導で進められるべき事業であるが、カブコ発足当初から本事業が具体的に提案され、その提案どおりに進捗している。この経緯を考えれば、町はカブコ提案の後追いとなり、実質的に町の裁量権が限定・制限されていたと考える。

企業版ふるさと納税をめぐる経過、カブコ契約までの経過、仕様書作成内容とその作成経緯、救急車12台の納車実態など、調査過程で浮き彫りとなった事象から判断すると、「事業に瑕疵はない。」とする町の説明は理解納得できるものではない。

とりわけ、納車された救急車12台のうち9台は、本事業契約以前に製造発送されていたことが、本委員会調査で確認されている。つまり、本事業の救急車仕様内容と同じ仕様内容の仕様書が、本事業契約以前に存在していたことになる。この事実は、町職員が自ら独自に作成したとする説明を、根底から覆すものである。

また、開発したとされる4項目も、町への納車日以前に他自治体へ納車されていることが、諸資料で確認されている。

これらの事実を踏まえたとき、今回の「高規格救急自動車開発事業」そのものが、開発という名に値する実体を伴うものとのして遂行されたと言えるのか、強い疑問を抱かざるを得ない。

町民の財産である4億円余の公金を投入した事業成果品12台は、すべて他自治体へ譲与され、残っているのは成果報告書だけである。事実上、町民全体の財産を無駄に使用した一種の背任を見るべきである。

カブコへの丸投げ批判に対し町長は、「主体は町にあった。」としているが、本委員会として、その発言をまともに受け止める材料も根拠もなく、主体はカブコ事務局つまりワンテーブルにあったと判断されても仕方のない経過を辿っている。

本来、民間が行うべきと考えられる高規格救急自動車開発を、町の担当職員が3か月で仕様書を作成し、4か月で開発製造させる契約を締結したことが妥当だったのだと町が今もって認識しているとすれば、町の常識が町民の持つ一般常識とは天文学的に乖離していると言わなければならない。

この認識を自ら正さない限り、一度失った町政への信頼を回復することなど、到底できないと指摘するものである。

職員を取り巻く環境にも触れる必要がある。本事業が令和5年2月頃から報道されて以降、住民説明会を含めた町の対応に、多くの町民が不信と不満を募らせている。

このことは、職員全体に少なからず精神的な負担となり、心身ともに疲弊しているものと憂慮する。従って、職員の健康はもとより、住民生活を守り、地域社会をより発展させる障害にならないためにも、一刻も早い町政の正常化に向け、行政・議会がしっかりとその役割を果たさなければならない。

議会に対する町民からの批判については、真摯に受け止めなければならない。

令和4年9月議会定例会で、本事業に関する補正予算が上程され、リース事業等をめぐり多くの議論が交わされた。結果として、単独議案ではないため、他の諸事業の補正予算と合わせ、全会一致で可決している。

経過で明らかのように、この9月議会で町が説明したのは、救急車開発後のリース事業で町の名前を全国に広げること、救急車に関するデータを集約し将来雇用を創出するとの説明が主であった。この議会の前後においても、具体的な委託先の選定手法や、救急車開発の主体をどこに置くのか、その前提としての救急車製造の仕様書は誰が作成するのかなどの、具体的プロセスの説明はなかった。

しかし、それらの不十分な説明を受けつつ補正予算に賛成したことが、結果として本事業の不透明な経過をたどる一因につながっており、その道義的責任を否定するものではない。

今後は、本事業のような議会の承認を必要としない委託契約内容等をどうチェックするのかなど、透明性と公正さが担保される改善策を議会として、しっかり議論したいと考える。

今後とも、議会の役割をこれまで以上に發揮し、町民全員の財産である予算が適正・的確に執行されるよう、努めていく決意である。

【 結 論 】

① すでに述べたように、多くの点で公平公正な事業が実施されたと結論付けすることは、到底できないものと考える。

カプコ契約においては、私的交流サイトの場で、ワンテーブルのみに決裁前プロポーザル実施要領案が提供され、事前に要望を聴取するなど、その行為そのものが、特定企業への便宜供与で利益誘導と言える。

② 本事業仕様書作成過程では、町職員が他自治体の仕様書を参考に作成したと説明するが、カプコ事務局提供の1資料のみで、他のすべてが廃棄されている。

事業後の説明責任を担保する資料を町自ら廃棄しており、その説明の信憑性を議論する以前の問題として、廃棄したとする資料そのものが存在していたのかを疑わざるを得ない。

また、メールも同様で、報道されたメール類は町提出の資料には一切なく、不都合なメールデータを意図的かつ組織的に廃棄したと疑わざるを得ない。

③ 本事業の異様に細かい仕様内容は、ベルリング社製C-CABINと酷似している。

また、作成者への証人喚問では、詳細仕様に関する質問に対し、ほとんどの項目で説明できない事実がある。

④ 担当職員とカプコとのメールでは、仕様書の内容で他社を排除したい旨の交信があり、職員本人も同メールの発信事実を認めている。

⑤ 仕様書作成過程で、職員質問はカプコを経由しベルリングに届けられ、同社が回答を

作成している。また、ベルリング作成の参考仕様書もカブコ経由で町に提供されている。

⑥ 同様の過程で、中間検査を石川町のベルリング社製C-CABIN製造工場と想定した内容のメールが、担当職員とカブコとで交わされている。同年9月に開催された町議会の補正予算案審議で町長は、高規格救急車を開発している県内企業から、企業版ふるさと納税を活用したい申し出があったので資金を提供する、との趣旨を述べる等、明らかに同工場を念頭にしたと推測できる答弁がある。

⑦ 町に納車された12台のうち7台は、ワンテーブルが本事業契約の約10か月前、ベルリングに事前発注したC-CABINが含まれていた事実があり、その他の2台も本事業契約前に艤装等が開始されている。

⑧ 本事業契約期間が4か月弱と短期間に設定され、ベース車両の確保、車体改造、艤装工程などを考慮すれば、契約が成立してから初めて製造に着手したのでは、期間内に製造を完了することがほぼ不可能であることは、消防庁資料でも確認できる。

また、仕様書には中古車2台が記載されている。しかし、仕様書に適合する中古車はC-CABIN以外にはほぼ考えられず、かつ、国内のC-CABIN配備状況を考えれば、契約期間内にC-CABIN中古車2台を準備することは、ワンテーブル以外はほぼ不可能であったと考えられる。

⑨ 以上のことから、ワンテーブル以外に本事業仕様の救急車、つまりベルリング社製C-CABINに酷似した救急車を、4か月という契約期間内に開発製造することは、客観的に不可能と判断できる。現に、本事業のプロポーザルに応募したのはワンテーブル1社のみであった。

体裁は、幅広く企業参加を求めた公募型プロポーザルであるが、ワンテーブル以外の参入が事実上でき得ない仕組みになっていると考えられる。

従って本事業は、入札に見せかけた実質的なワンテーブルとの随意契約であったと考えるのが相当で、本委員会として、公平公正な入札であったとの評価判断をすることはできない。

この事業による政治への不信と町の信用喪失は甚大である。その責任は極めて大きく重いものがある。町長は行政の最高責任者として、法令等に基づく厳正な行政責任をしっかりと果たし、町の信頼回復への第一歩とすべきであると考える。

政治は結果責任である、その責任は政治家たる町長しか取る事ができない。身の処し方、出処進退は政治家自らが決断する以外になく、この決断を猶予する時間は限られている。

町の現状を顧みると、速やかなる政治的決断がされるよう強く求めるものである。

【 提 言 】

政治は「信なくば立たず」と言われる。

町民の信頼を得るには、誠実な業務執行が不可欠である。職場の風通しを良くし、規律は守りながらも自由にモノが言える環境づくりに努めることを提言する。

以下、本委員会が調査した事項に関する対応策および再発防止策などを提言する。

- ① 委託業務での業者選定は、提案者評価・提案内容評価・価格評価など、委託業務内容に則した選定方式を採用すること。
- ② 各事業に係る入札等応募期間および契約期間設定にあたっては、事業内容に基づき、適切な期間確保に努めること。
- ③ 本事業のように、当該事業に関して政策提言をし得る立場の企業・団体、またはその企業・団体と会社法上の資本関係にある企業等が、当該業務請負または委託に関する入札参加要件からの除外策を講じること。
- ④ 各事業の計画書は、企画立案時に関係部署間で共有するなどの対策を講じること。
- ⑤ 本事業のように、高度な技術的知見や経験を必要とする業務を執行する場合、企画から完了まで、それら技術や知見、経験を有する者が所属する団体等との連携協力を検討すること。
- ⑥ 国見町情報セキュリティ対策要綱第36条をはじめとする、各規程の遵守を徹底すること。
- ⑦ 特別職を含めすべての職員に対し、関係法令および町条例規則等、それら遵守のための研修を改めて計画的に実施すること。
- ⑧ 公文書および行政情報管理は、関係条例等により運用するものの、当該事業が地方自治法第233条の審査を受け、当該事業が属する決算が認定されるまで、それら情報を保管するよう、関係条文の改正を検討すること。
この中には、業務執行上使用したメールおよびメモ類を含むものとする。
また、メールやメモ類について、課内共有の徹底を図ること。
- ⑨ 各種データおよびメール等を保管するサーバ容量の適正化を図ること。

1 7 証言拒否等

- (1) 証人の出頭拒否の状況
なし
- (2) 証人の証言拒否の状況
なし
- (3) 虚偽の証言
なし

(4) 記録の提出拒否の状況

なし

(5) 宣誓拒否の状況

なし

18 告発の状況

なし

19 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決の状況

令和5年度 当初 80万円以内 令和5年10月31日議決

令和6年度 当初 10万円以内 令和6年 3月19日議決

(2) 調査に要した経費の決算見込額

節	内容	支出額（円）
8節 旅費	証人・参考人費用弁償	73,502円
12節 委託料	顧問弁護士委託料	521,800円
13節 使用料 及び賃借料	会議録作成	11,440円

20 その他

(1) 証人に対する公示送達

なし

(2) 法律顧問委任契約

①契約先

藤田・曾我法律事務所 弁護士 曾我陽一

②契約内容

- ・委員会運営に関する法的助言
- ・証人喚問、参考人質疑を行う委員会の傍聴と法的助言
- ・調査報告書に関する法的助言